

マックス・ヴェーバーの 社会政策回状によせて

——マックス・ヴェーバーと「社会政策」断章——

中 村 貞 二

目 次

- I はじめに
- II 帝政ドイツの「社会政策的風土」
- III 「回状」起草の経緯と問題
- IV ヴェーバーの社会政策学会観
- V ヴェーバーの「討議会」における「討議」の意味
- VI 「討議」をうながす内面の事情：「社会政策」から社会学へ

I

1912年11月の中ごろ、マックス・ヴェーバーが「社会政策学会」(Verein für Socialpolitik)の「左派」と称される人びとにたいして長文の回状を書きおくれたこと、そのなかで彼が自己の「社会政策上の理想の古典的にして簡潔な総括」を行なったこと、これらのことは、ヴォルフガング・モムゼンの精緻な研究が公けになるまでは、われわれに未知のことがらであった^①。「回状」はヴェーバーのどの論集にも収録されておらず、また、マリアンネ・ヴェーバーはその詳細な亡夫の伝記のなかでもこれに触れるところがまったくなかったからである。さらに、社会政策学会にかんする記録文書の類にも、「回状」および「回状」にまつわる記事はなかった。このような事情のもとでヴェーバーにおける社会政策思想を論定しようとする者は、その作業方法として、いきお

い、社会政策学会大会等々における彼の否定的＝批判的な討論を介することにより、いわば正面からではなく背面から問題に迫る仕方をとるほかはなかった。この意味でモムゼンによる「回状」の紹介が果たした役割は、きわめて大きいといわねばならない。なぜなら、そこには社会政策にかんするヴェーバー自身の積極的な見解が開陳されていたからである。が、これもまた、モムゼンによる「回状」の抜萃と彼のコメントにとどまっているのであるから、「回状」の全貌を知りたいという欲求は、依然として強くわれわれのもとに残っていた。

モムゼンはヴェーバーの遺した文書のなかから「回状」を掘り出して仕事したと考えられるが、それが公けにされない段階で、別の方面から最近新たに「回状」が発掘され、解題を伴って『ゾチャーレ・ヴェルト』誌にその全貌をあらわすにいった^③。この「回状」は、数年前に死亡したヨハン・プレング^④の遺した文書のなかにあった。「回状」を発表した人はベルンハルト・シェーフアースである。彼が「プレング文書」を整理しているときにみつけたものではないだろうか^④。それはさておき、「回状」は21cm×33cmの用紙にタイプ印刷で11ページほどのものであるという。われわれはその全文を日本語に移し、わが国におけるヴェーバー研究に資することとした。が、訳文をかかげるに先だち、シェーフアースにならって、まず「回状」の解題を試みることにしたい。「解題」といったけれども、しかし以下においては、シェーフアースのやりかたとはことなるとして、ヴェーバーをして「回状」を起草せしめ、社会政策にかかわるひとつの新しい行動を提起せしめるにいたった諸事情について、外側と内側とから考察を加える方法をとる。このため、いわゆる「解題」の範囲を超えるはずの以下の論文は、一方で第1次世界大戦以前におけるドイツ社会政策史にかんするささやかな寄与を意味するであろうし、他方では、ヴェーバーと「社会政策」とのかかわりにかんするひとつの内面的な解明を意味することになる。考察の重点はもとより後者におかれている。行論のすすむうちに、ヴェーバー学問論との関連や、さらにヴェーバー社会学との結びつきにまで論及すべく迫られることとなろう。こうして以下の論文は、「社会政策」と

いう問題視角からするヴェーバー研究の断章としての意味をもつ。マックス・ヴェーバーと「社会政策」にかんする包括的な研究は、後日に譲らねばならない。この論文では、1912年の「回状」に焦点が合わされているのである。

- ① Vgl. Wolfgang J. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890—1920*, Tübingen 1959, S. 133 ff. Auch: *Max Weber, Werk und Person, Dokumente, ausgewählt und kommentiert von Eduard Baumgarten*, Tübingen 1964, S. 705 (Zeittafel, 1912).
- ② Ein Rundschreiben Max Webers zur Sozialpolitik, herausgegeben und eingeleitet von Bernhard Schäfers, in: *Soziale Welt*, XVIII, 1967, S. 261—271.
- ③ Johann Max Emanuel Plenge, 1874—1963. ドイツの社会学者、経済学者。ブレーメンのギムナジウムを経て、ライプツヒ、ハイデルベルヒに学び、1897年ライムツヒ大学より学位を受け、1903年以降1935年まで大学の教職にあった。1910年ライプツヒ大学、1913年ミュンスター大学の教授。「社会政策学会」の会員であり、「左派」陣営のひとりと目される。著作活動は多方面にわたり、著書はきわめて多い。刊行順に若干のものを挙げておく。
Das System der Verkehrswirtschaft, 1903.
Marx und Hegel, 1911.
Von der Diskontpolitik zur Herrschaft über den Geldmarkt, 1913.
1789 und 1914. *Die symbolische Jahre in der Geschichte des politischen Geistes*, 1916.
Die Revolutionierung der Revolutionäre, 1917.
Zur Vertiefung des Sozialismus, 1919.
Christentum und Sozialismus, 1919.
Hegel und die Weltgeschichte, 1931.
Sein und Geist, 1947.
Die Altersstufe des Abendlandes, 1948.
Das System der Volkswirtschaft, 1964.
- ④ シェーファースはつぎのプレング研究書の編者になっている。 *Soziologie und Sozialismus, Organisation und Propaganda. Abhandlungen zum Lebenswerk von Johann Plenge*. Hrsg. von Bernhard Schäfers. Stuttgart. 1967.

II

「回状」のある箇所において、ヴェーバーは、「ドイツで社会政策に向けら

れる声が火の消えたように低調になるのを阻もうとすれば、集合的な見解の創出こそがわれらの目標とならねばならぬ」といっている。また、「回状」起草に先だつこと2か月、彼はブレンターノに書簡をおくり、つぎのように書いている。すなわち、社会政策のためには「あるイデオロギー的な空気が必要です。社会政策はいまではもう『流行』^{モード}ではありません。いままでとはちがったものにならねばなりません^①。」これらの言葉のなかに、われわれは社会政策の将来にたいするヴェーバーの深刻な問題関心を読みとるであろう。ヴェーバーは、——この書簡にのみ着目するかぎり、さしあたり——1912年の時点で、無自覚に「社会政策」の「流行」を追うことの限界を認め、ドイツにおける「社会政策的風土」(das sozialpolitische Klima) といったものの発揚、いなむしろ刷新を望んで、そのためには「あるイデオロギー的な空気」(eine ideologische Luft) が必要である、いまこそはドイツ社会政策史上のひとつの転回点である、とこのようにいいたかったのではあるまいか。そもそも、ここにいう刷新されるべき「社会政策的風土」とは、いったいどのような状況をさしているのか。われわれは、ドイツ社会政策史上のいわゆるベートマン時代ならびにデルブリュック時代^②、すなわち、1907年以降第1次世界大戦勃発にいたる期間のドイツ社会政策の概観から始めよう。

いわゆる「労働希望者」(die Arbeitswilligen) つまり「スト破り団」保護のための反動的労働立法として悪名高い「懲役法案」 („Zuchthausvorlage“; Vorlage des Gesetzentwurfs „zum Schutz des gewerblichen Arbeitsverhältnisses“ vom 6. April 1899.) で失敗したのち、一転して社会改良に乗り出したポサドフスキーは、社会保険の領域に、またとくに労働者保護の領域に、めざましい進出をみせ、ここに社会政策上はなほだ充実した一時期を招来するのであるが、ベートマンもまた、各種の社会改良を手がけて、ポサドフスキーの後継者たるにふさわしい業績を示すことになる。すなわち、1907年12月2日、ライヒ議会において社会政策プログラムを提示したベートマンは、自己の主導のもとに労働者保護をおしすすめ、ことに婦人労働者保護のために「営業法」(Gewerbeordnung) を改正(1908年12月9日成立)、他

方では、結社の自由を帝国全体にわたり一律に保障する「ライヒ結社法」(Reichsvereinsgesetz)を制定(1908年4月8日成立)、またさらに、ビスマルクの「労働者保険」(Arbeiterversicherung)の諸立法を統合整備する「ライヒ保険法」(Reichsversicherungsordnung)に着手するなど、多彩な活動をくりひろげる。そしてこれらの社会改良事業は、さらにデルブリュックへと受けつがれる。すなわち、「ライヒ保険法」(1911年5月30日成立)がライヒ議会で審議されるのと並行して、「労働者」(Arbeiter)から区別される「職員」(Angestellten)にたいする社会保険制度が「職員保険法」(Gesetzentwurf zur Versicherung der Privatbeamten〔Angestellten〕)として提案され、成立をみることになる(1911年12月5日)。

さて、「ライヒ保険法」および「職員保険法」の成立とともに、帝政ドイツ社会政策の「花ざかり」の時期(1900年—1911年)は終り、1912年以降は組織的な政策がいっさい影をひそめ、ライヒ政府の社会政策は「手から口へ」のその日ぐらしの状況に陥り、ついには「社会政策の停止」が、デルブリュックによってライヒ議会で宣言されるにいたる(1914年1月20日)。ここでつぎの間がたてられる。すなわち、1912年の時点で「社会政策的風土」を刷新する必要について漏らしたヴェーバーは、あの「花ざかり」の再来を望んだのだろうか。おそらくそうではあるまいと私は思う。彼は、旧来の「ドイツ社会政策」がすでに飽和点に達したこと、それゆえ旧来のものとは質のうえで異なるなにかが必要であること、こうしたことをいちはやく感得できたのではないだろうか。では、旧来の「社会政策」のなにかが否定されるべきであったのか。なにかが刷新されるべき「社会政策的風土」であったのか。ボルンの著書などを手がかりに問題に迫るとしよう^③。

問題の鍵は、1912年のルール地方鋌山労働者のストライキにあると、私は思う。こうである。1907年から9年のあいだの景気の後退によって低落した鋌山労働者の賃金は、景気が恢復してもさほどの上昇をみせず、ために12年3月7日、ルール地方鋌山労働者は、15%の賃金引上げを要求してストライキに突入した。しかし、キリスト教労働組合がこのストライキに参加しなかったため、

未組織労働者をあわせた「労働希望者」の一団は、ストライキをよそに就労する破目となった。警察力だけでは「労働希望者」の就労に不安を感じたライヒ政府は、軍隊をさしむけ、ストライカーに対抗して鉱山経営の維持を扶けた。このばあいストライカーは、かつてのように世論の支持をうることができず、また資金面でも行きづまりを来たした。そこで軍隊出動の数日後、3月20日には、ストライキは失敗のうちに終熄することとなった。

ところで、このストライキにおける重大な問題点として「労働希望者」問題がある。思うにこの問題は、大ストライキのたびごとに登場してくるもののように見える。すなわち、1890年代後半に「懲役法案」の火つけ役としてそれが現われたのち、1905年にはやはりルール地方の鉱山労働者大ストライキの一大争点となって現われている。そして1912年に三たび「時の問題」として浮かびあがったわけである。かくて1899年に『労働希望者の保護』について講演を試みたブレンターノ^④は、1912年に再度同名の講演を行ない^⑤、『永遠の労働希望者問題』について筆をとらねばならなかった^⑥。しかし、ブレンターノが労働組合擁護と政府攻撃の筆を休めることができなかつたとすれば、企業家団体の代表者たちも、ブレンターノは労働者を使喚する「曲学阿世」の徒であるとの非難の筆を休めることができなかつた^⑦。1912年9月5日にはザクセンの工業家連盟が「労働希望者」保護の決議を行なう有様で、「労働希望者問題」をめぐる応酬は果てることがなかつた^⑧。

一方では、ことに1911年にいっそうの拡充整備をみた社会保険の一大体系、そして他方では、1912年における「労働希望者問題」の再燃、この状況を脳裡に思い浮かべるわれわれに直ちに想起されるものは、マックス・ヴェーバーが、第1次世界大戦のさなか、「ビスマルクの遺産」に省察を加え、ドイツの過去を断罪した『議会と政府』のなかのあの一節である。いわく^⑨——

「われわれは、病気・負傷・廃疾・老令にたいして年金をうけとった。これはたしかにすばらしいことだった。がしかし、物理的・心理的な生命力の維持のためにとりわけ必要な保障、健康な者、強い者——したがって純粹に政治的な見方をすればまさに問題となる人びとの——実質的・自覚的

な利益代表の可能性のためにとりわけ必要な保障ということになると、われわれはなにひとつ受けとらなかつた。ちょうど文化闘争のときのよう
に、ここでもビスマルクは、決定的に重要な心理学的諸前提をいっさい通
りこしてしまっていた。なかでも労働組合の扱い方において、ひとつのこ
と——もっとも今日ですら政治家の多くはこのことを擲んでいないが——
が見逃されてしまった。すなわち、大衆の精神を名誉と仲間意識のうえに
うちたてようとする国が忘れてならぬことは、労働者の経済闘争という日
常においても、名誉と仲間意識の感情こそが大衆を教育するにあつて唯一
の決定的な倫理的諸力のもとになること、だからこそこの諸力を自由に発
揮させねばならないこと、これである。他ならぬこのことこそ、純粹に政
治的な見方をすれば、なお長期にわたつて存続せざるをえぬ資本主義時代
の『社会的民主主義』なるものの意味なのである。いまになつても、われ
われはこのビスマルクの政治のもたらした帰結に苦しめられている。」

「われわれ」を「苦しめ」るものはこれを否定しなければならない。「ビスマ
ルクの政治のもたらした帰結」とは、彼が「決定的に重要な心理学的諸前提」
を政治のうえで軽視したこと、「名誉と仲間意識の感情」(das Gefühl für
Ehre und Kameradschaft)を「自由に発揮」させなかつたことであり、国
民を「年金生活者」(Rentner)もしくは「統治の対象」として扱うのみで、
一人前の男として、自発的に自己決定を行なう政治の主体として、扱うことは
しなかつたということであるだろう。こうした政治思想に立つとき、「労働希
望者」は「スト破り」として唾棄すべき存在ではなく、まさに正反対に、「国
民的労働」の担い手という賞讃に値いする存在として現われるであろう。そこ
にみられるものは、官憲の手による上からの保護と弾圧の精神、「ムチとア
メ」(Peitsche und Zuckerbrot)の警察的感覚であるだろう。思うに、ド
イツ社会政策の伝統によって培われた精神的風土とはそのようなものではなかつ
ただろうか。1905年の社会政策学会マンハイム大会において、ヴェーバーは
そうしたものをドイツ人の「性格の特質」だと指摘し、その形成にあづかつた
「ドイツの伝統」を弾劾した^⑩。そのような、社会政策・労働政策における警

察的感覚の瀰漫するところ、国民は、飼い馴らされた「羊の群」の存在を超え出ることはないであろう。この警察的感覚は、一方で雇主の「家父長主義」を養い育て、他方で「労働希望者」を招き寄せるであろう。ドイツの「社会政策的風土」とは、そのような本質のものであり、そのような作用を及ぼすものである、こうヴェーバーは捉えていたのではあるまいか。とするならば、ドイツ社会政策にたいするヴェーバーの見方は、伝統的＝講壇社会主義的なそれとは根底から異なっているといわねばならない。それは、軍隊の力まで借りて鉱山経営を維持していこうとするプロイセンドイツの支配階級の体質そのものに鋭く迫るものであったにちがいない。そして、「回状」からも読みとれるように、ヴェーバーの迫りかたに独特の迫力がある理由は、彼が、社会政策の対象とする労働問題をば、たんに経済の問題として捉えるのではなくて、歴史と文化の問題として、なによりも人間の問題として、捉えていたからにほかなるまい。このことは、しかし、ヴェーバーをたんなる労働組合主義者、たんなる近代主義者の地平から、はるかに超え出させるものであると、私は思う。この問題については、なおのちに触れるであろう。

ところで、ドイツ社会政策の将来にたいする危惧は、「同志的名誉」の欠落にもとづく「労働希望者問題」というかたちにおいてだけヴェーバーをとらえたのではない。それ自体としてはヴェーバーも評価を惜しまなかったドイツ社会政策の体系が、1910年代には公然たる攻撃の的となるにいたった。それも、ヴェーバーなどより若い世代の攻撃である。いわゆる「価値判断排除」の原則によって、古い世代の講壇社会主義者と対立したヴェーバー、ゾンバルトの世代は、元来しかし、社会改良思想、社会政策的パトスまで放擲したわけではけっしてなかった。まさしく逆に、そうした思想なりパトスは、彼ら自身の問題にてらして問い直されたうえ、かたく持ち続けられたとってよい。このことは上述したところからも察せられよう。しかるに、彼らよりもいまひとつ若い世代にあっては、「価値自由」論の悪しき政治的解釈を伴ないつつ、いわゆる「無前提」の「客観的」科学の名による社会改良反対の主張がまかり通ることとなる。これもまた、ドイツにおける「社会政策的風土」の悪化をしめす一徴

候にほかならない。

このような時代の風汐をあらわすもののひとつとして、ベルリン大学の経済学教授ベルンハルト (Ludwig Bernhard, 1875—1935) による1912年3月の講演『ドイツ社会政策の望ましくない諸結果』と、それが同年11月公刊されて好評を博した事実とを挙げることができるであろう^⑩。ベルンハルトとその追隨者にとっては、世界市場におけるドイツ産業の競争能力が第一次的の問題であり、社会改良はこれに従属する二次的の問題であった。社会保険制度はドイツ人労働者をむしばんで「年金ヒステリー」に化すると主張したとき、彼は、社会保険制度が、ドイツ産業の世界市場における地位を低下させる「産業負担」として働らくことを証明しようとしていた。「学問の名において」、社会政策の推進をではなく、その停止を要求することが、40年の推移のうちに時代の「流行」になってしまっていた。そのような態度が、マックス・ヴェーバーのいわゆる「価値自由」な態度と「似て非なる」ものであったことは、あらためていうまでもない。ヴェーバーは幾度となく怒りをこめて彼らを非難した。「価値判断排除の原則を引合いに出す当のご本人が、たいてい自分自身の評価をくちにすることで食っている。彼らは、今日の利害状況と今日の流儀にうまく『適応』する才覚の持ち主である^⑪。」彼らは、「強力な利害関係者集団にじゅうぶんな自覚をもってかたく結びつくことで生きているにせの価値自由な傾向的な連中^⑫」である、云々。ここには、学問論をめぐって「価値自由」と「似而非価値自由」の二つの立場、社会政策をめぐってそのたんなる振興ではなくその刷新を要求するものと世界市場における利潤のためにその停止を主張するものとの二つの立場、これらがあい争そっている。両者のあいだには万里の隔りがあるといわねばならない。この点を見誤ることは、ヴェーバー解釈において二重の誤りを冒すことになる。すなわち、一方かれの学問論において、他方かれの社会政策=政治観において。わが国で通説となっているこのヴェーバー誤解^⑬が、われわれの訳出する「回状」によって、なにほどこ解かれることをのぞむ。

- ① Brief vom 16. Sept. 1912. Mitgeteilt von W. Mommsen, op. cit., S.133.
- ② ここにいう「ベートマン時代」等々とは、ベートマン等々のライヒ内務長官在任期間をさしている。プロイセンの内務大臣ベートマン (Theobald von Bethmann-Hollweg, 1856—1921) は、ポサドフスキー (Arthur Graf von Posadowsky-Wehner, 1845—1932) の後を襲うて、1907年6月22日ライヒ内務長官に就任、プロイセンの商務大臣デルブリュック (Klemens Delbrück, 1856—1921) は、ベートマンのライヒ宰相兼プロイセン首相就任に伴ない、その後を襲うて1909年7月14日ライヒ内務長官に就任した。
- ③ Karl Erich Born, *Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz. Ein Beitrag zur innenpolitischen Entwicklung des Deutschen Reiches 1890—1914.* Wiesbaden 1957.
- ④ Lujo Brentano, *Der Schutz der Arbeitswilligen.* Berlin 1899.
- ⑤ do., *Der Schutz der Arbeitswilligen. Ein unpolitischer Vortrag über ein politisches Thema.* Berlin 1912.
- ⑥ do., Das ewige Problem der Arbeitswilligen, in: *Frankfurter Zeitung* vom 1. März 1912.
- ⑦ Alexander Tille, *Lujo Brentano und der akademische Klassenmoralismus.* Berlin 1912; Alfred Kuhlo, *Kathedersozialistische Irrwege mit besonderer Berücksichtigung der Wirksamkeit und der Lehren des Universitäts-Professors Dr. Lujo Brentano.* München 1913.
- ⑧ Cf., James J. Sheehan, *The Career of Lujo Brentano. A Study of Liberalism and Social Reform in Imperial Germany.* Chicago and London 1966, p.172 f.
- ⑨ Max Weber, *Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland, in seiner Gesammelten Politischen Schriften, 2.Aufl.,* Tübingen 1958, S. 306. 中村貞二・山田高生共訳「新秩序ドイツの議会と政府」, 河出書房『世界の大思想』第23巻『ウェーバー, 政治・社会論集』, 317—318ページ。
- ⑩ この「私的大経営における労働関係」という論題をめぐる議論の争点もまた、「労働希望者問題」であった。「労働希望者」を保護する法の現状における前近代性と、そこを拠点に労働運動の弾圧をはかろうとする労働政策における反動性とにたいして、ブレンターノは彼の労働組合論における経済主義の地平から、ウェーバーは彼固有の歴史的危機意識の高みから、これを攻撃したのであった。詳しくは、私の論文「マックス・ウェーバーにおける労働問題と国民国家——反動的労働政策への対決を中心に——」I・II (『山口経済学雑誌』, 第12巻第4・5号, 所収) を参照のこと。
- ⑪ Ludwig Bernhard, *Unerwünschte Folgen der deutschen Sozialpolitik.* Berlin 1912. これを批判的に紹介したおそらく誰一の邦語文献に、大河内一男著『独逸社会

政策思想史』(昭和11年, 日本評論社), 第3編, 第4章, 第3節がある。

- ⑫ Max Weber, Gutachten zur Werturteilsdiskussion im Ausschuss des Vereins für Sozialpolitik, in: *Max Weber, Werk und Person*, Dokumente ausgewählt und kommentiert von Eduard Baumgarten, Tübingen 1964, S. 109.
- ⑬ Max Weber, Der Sinn der »Wertfreiheit« der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften, in: Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen, 1. Aufl. 1922, S. 457, 2. Aufl. 1951, S. 481, 3. Aufl. 1968, S. 495. 中村貞二訳「社会学ならびに経済学における“価値自由”の意味」I (『山口経済学雑誌』, 第17巻第5・6号), 99ページ。
- ⑭ たとえば大河内一男氏のヴェーバー解釈は, 「講壇社会主義」反対という一点でヴェーバーをベルンハルトと結びつけることにより, 後者の線上に前者を位置づけることとなった(上掲書, 603, 621, 627ページ, 参照)。

III

ドイツにおける「社会政策的風土」の悪化を示す材料が1912年を頂点に出揃ったこと, これは以上によって明らかであろう。そうした状況のなかで, ヴェーバーは, 1912年9月16日, 先に引用した手紙をブレンターノに書きおくり, 「社会政策的風土」の刷新を訴えたのであった。ブレンターノはヴェーバーの現状把握に満足し, 「刷新」のための共同事業に同意した^①。「共同事業」とは, 社会政策学会「左派」グループに属する高名な経済学者たちによる「社会政策的デモンストレーション」のことである。その旗上げの集会の地にはフランクフルト・アム・マインが予定されており, 旗印は「社会政策における進歩」(Fortschritte in der Sozialpolitik)であった^②。準備のための非公開の集会が, 1912年10月12日, ライプツヒでもたれた。このとき, ヴェーバーの呼びかけに応じて参集した多くの者とブレンターノとのあいだに激しい対立が起こった。争点は, 「回状」の文面からもうかがえるとおり, ヴェーバーが「戦術上の配慮」からさしづめ社会民主党員の参加を拒んだこと, さらに貿易政策問題を社会政策問題から切り離そうとしたこと, この二点である。ためにブレンターノは, 若干のとりなしがあったにも拘わらず, フランクフルト集

会を支持しない旨を言明して、この共同事業から身を退いた^③。「左派」の長老ブレンターノの脱退によって「デモンストレーション」計画は挫折し、予定されていた公開のフランクフルト集会はついに開かれることがなかった^④。ヴェーバーはブレンターノの態度に激昂し、両者のあいだには拭いようもない不信感が尾をひいたという^⑤。しかしかれは、「計画」の全体が反古になるのを防ぐ努力を惜しまなかった。ライプチヒ集会参加者に宛てて、集会からおおよそ1か月の後に書き下された「社会政策回状」こそは、そうした努力のあらわれであるとみてよいのではないだろうか。

さて、「回状」は大きく二つの部分に分けることができるかと思う。すなわち、前半は、ライプチヒ集会の経過報告に当る部分であるが、それもたんに事務的な報告にとどまることなく、ブレンターノの脱退にたいする自己弁明を介することによって、会の目標を設定し当面の方針をうちだす後半部分へと受け継がれる恰好になっている。ヴェーバーの「弁明」における核心的問題点は、「社会政策上の左派」に属するライプチヒ集会参加者のあいだでも、「将来の社会政策が向かうべき方向という基礎的問題にかんして」意見がまとまっていないこと、詳言すれば、「反権威的な姿勢を断乎として貫き通す社会改良家が、今日の時点で将来の労働者政策の原則的な方向に思いをめぐらすときに考えいたることがらにかんして」、さらに「職員法上の多くの問題にかんして」、意見は「おそろしくまちまちである」こと、これである。括弧づきの「ゾチアールポリティーク」、すなわち伝統的な社会政策上の諸問題にかんしては、そのようなことはないとして軽く受け流されるのであるが、将来の社会政策上の諸問題にかんしては、「非公式の自由で拘束されない討議」をつみ重ねる必要が、くりかえし強調されるのである。

このことは一体なにを意味するであろうか。将来の社会政策のありかたにかんして、ヴェーバーは、たんなる政策手段の問題次元で、意見の多様と討議の必要を訴えたのであろうか。むしろヴェーバーの思考は、政策の意味そのものをめぐって繰りひろげられていたのではあるまいか。換言するならば、「反権威的な姿勢を断乎として貫き通す社会改良家」における「原則」上の問題と

は、ドイツ社会政策とそれをめぐる思考の伝統的なありかたにたいする根底的な批判を介して懐かれるていのもものではなかつただろうか。そもそも「非公式の自由で拘束されない討議」(nichtöffentliche, freie und unverbindliche Besprechungen) とは、ヴェーバーにおいて一体どのような種類の「討議」が予想されていたのだろうか。まずそのへんのことから考えてみるとしよう。以下においても、叙述は、ヴェーバーの外面をとりまく世界から、漸次、彼の内面の世界へと迫りゆくであろう。

- ① Cf., Sheehan, op. cit., p.174.
- ② Vgl., Mommsen, op.cit., S.133 f.
- ③ Vgl., Mommsen, op. cit., S.134; Sheehan, op. cit., p.175.
- ④ フランクフルト集会参加予定者は、つぎの35名であったという (Mommsen, op. cit., Anm.3 auf S.136)。

Max Weber, Geheimrat Bücher, Dr. Drill, Lujo Brentano, Th. Vogelstein, Friedrich Naumann, v.Schulze-Gävernitz, v.Zwiedineck, Toennies, Alfred Weber, Oppenheim, Jastrow, Cohn, Glesch, Lotz, Sinzheimer, Plenge, Levy, Salz, Radbruch, Calver, Cohnstedt, v. Mangoldt, Prof. Bauer, Leonhard, Eulenburg, Lederer, Pothoff, Rade, Heyde, Schücking, Heuss, Herkner, Gertrud Bäumer, Maubert.

- ⑤ Vgl., Mommsen, op. cit., Anm.2 auf S.134.

IV

ヴェーバーの「呼びかけ」の意図するところは、ドイツにおける「社会政策的風土の刷新」を目標とする「社会政策上の左派」の「デモンストレーション」である、われわれはこのように書いた。「デモンストレーション」といえば、直ちに特定の政治行動が予想される。おなじように、「ライプチヒで発会した討議会」は、特定の政治行動団体となることが予想される。あたかも——形式的には——1873年成立の「社会政策学会」(Verein für Socialpolitik)がその前年、「社会問題討議会」(Versammlung zur Besprechung der sozialen Frage)として産ぶ声をあげたように、ヴェーバーの主導で発会し

た「討議会」は、「社会政策学会」の総体としての政治態度にあきたらぬ少数「左派」の手によるひとつの新しい「社会政策学会」の設立である、まずこのようにみることが出来る。シェーファースは書いている。「社会政策学会の左派の指導的人物であるマックス・ヴェーバーとルーヨ・ブレンターノが、この学会を進歩的社会政策のメガホンなり提唱者とみなしえなかったということの理由は、わけてもこの学会の規模の大きさと、マックス・ヴェーバーからグスタフ・フォン・シュモラーにまでおよぶ人材の多様とにもとめることができよう^①」と。いかにもそのとおりである。顧みれば、1905年の社会政策学会マンハイム大会の第2論題「カルテルと国との関係」をめぐる討論の席上、講壇社会主義の伝統的見解にたいする痛烈な批判の演説を行なったヴェーバーの政治的盟友ナウマンをさして、シュモラーが「デマゴグ」と非難したとき、ヴェーバーはナウマンの弁護に専心つとめたのであったが^②、彼はいわゆる「中道」を志向するシュモラーの穏健な政治態度のなかに、「左派」にたいする攻撃を看取して、社会政策学会の「サロンの社会政策学会」(Verein für salonfähige Sozialpolitik) への変容について慨歎した^③。そればかりか、もし社会政策学会の基本的政治路線がシュモラー的な「中道」——社会民主党よりは右寄り、反動的右翼よりは左寄り——をとり続けるならば、彼は当時「学会」に未練を残すものではなかった^④。

いかにもそのとおりである。しかしながら、この事実からして、直ちに、ヴェーバーは彼の主導する「討議会」をば「中道」の社会政策学会と同じ地平でこれと対抗する左翼の行動団体に仕立てることを目論んでいた、といてよいであろうか。ヴェーバーに即して考えてみると、そのような目論見は、社会政策学会という前車の轍をふむことを意味しなかつただろうか。問題はこうである。「討議会」を進水させたヴェーバーは、「左派」の学者を糾合して特定の政治意思の実現をめざし、ドイツの政治にひとつの寄与をなそうとしたと思われるが、そうした寄与は、一体どういう仕方になされるべきものと考えられていたのであろうか。一般的にいえば、政治にたいする学問の寄与の方法如何ということであるが、われわれはこの問題を、学問論の次元ではなく政治論の次

元で、すなわち社会政策学会とヴェーバーの「討議会」との具体的な関係のなかで、考えてみよう。手がかりは、ふたたび社会政策学会にたいするヴェーバーの態度であり見方である。このばあい、1912年になるべく近接する時期を選ぶことが目的に適ったことであろう。

まずヴェーバーは、社会政策学会の基本性格をどのようにみていたか。1914年1月の社会政策学会委員会におけるいわゆる「価値判断論争」のための討議資料として提出されたヴェーバーの見解^⑤ (Gutachten zur Werturteilsdiskussion im Ausschuss des Vereins für Sozialpolitik, 1913) のなかには、つぎのような明確な性格規定がみえる。すなわち、社会政策学会は、とくに「政治にかかわる実践的『評価』」という「目的のために創設され、維持され、これからも存続すべきものである^⑥」、あるいはさらに詳しく、「社会政策学会は、なによりもまず、政治にかかわる実践的問題がこれまでも討議されてきたし、これからも討議されるべき組織体である。しかもそのばあい、討議のためのひとつの独特の前提である事実にかんする学問的な専門知識、これを携えた人びとの参加をとくにもとめて、そのような討議を行なう組織体である^⑦」と。このかぎりでは、ヴェーバーの主導する「討議会」もまたその基本性格を同じくする。すなわち「回状」にいわく、「『無前提』という土俵のうえでたたかわされる純粹にアカデミックな議論は、もとより〔「討議会」の〕問題にならない」と。このかぎりでは、「討議会」の発足が社会政策学会の新生であるとすれば、その新生の意味はたんに政治的なものだけにとどまる。社会政策学会と「討議会」とでは、めざす政治の方向がちがうだけで、政治的行動団体という点ではその性格を同じくする、こういうことしかいえない。だからこれだけではまだ問題に答えたことにならない。「政治にかかわる実践的『評価』のための場所」、あるいは「『世界観』問題のための場所」としての「討議会」にこめたヴェーバー独自の意味が、ここで示されなければならない。したがって、問題に答えようとするれば、ヴェーバーは社会政策学会の実際の活動のなかに、どういう問題、どういう錯誤をみていたか、その点を取り出すことから始めねばならない。

ヴェーバーによれば、社会政策学会は、「学問的な専門知識を携えた人びと」が「政治にかかわる実践的問題」を討議する場であったけれども、そのような「学会」の性格規定にすぐ続けて、彼は、「専門知識」（学問）と「実践的評価」（政治）との関係について但し書きを付け加えるのを忘れない。これが社会政策学会の過去の活動にたいするヴェーバーの批判点にはほかならない。いわく、「学問的な専門知識というものが、実践的に評価する態度のためにとくにすぐれた資質を賦与すると信ずるならば、それは非常に重大なあやまりであろう^⑧」と。社会政策学会の会員は、このへんの事情について、つまり学問と政治の関係の仕方をどう理解するかという点で、明晰ではなかった。回顧するヴェーバーの言葉に耳を傾けてみよう。「40年以前、われわれの学科の学者仲間のあいだには、つぎの信念がひろまっていた。実践的=政治的な評価をくだす場においては、さまざまな可能な態度のうち、煎じつめればそのひとつだけが倫理上ただひとつの正しい態度でなければならない、というのである^⑨。」では「学会」会員のとった態度は、具体的にいかなるものであったらうか。それは、「経済生活の諸現象の評価的観察が問題であるかぎり、それら諸現象にたいしては、ある時点における営利企業の営業上の収益性関心とはことなるもうひとつべつの物差しをもあてがってみてよろしい、このような態度である^⑩。」社会政策学会会員が当時支配的な評価基準にたいして新しい評価基準、すなわち「べつの物差し」をもって立ち現われ活動を開始したこと、そのこと自体はなんら非難に値いしない。問題は、その評価基準の歴史性を彼らが看過したこと、さらにこれをもって唯一の基準と錯覚したこと、そこからして、彼らの内部で学問と政治の癒着現象が生じ、しかもこの現象が一般化したこと、そこにある。1909年の社会政策学会ウィーン大会の第1論題「市町村の経済企業」をめぐる、「右派」のヴァーグナーにたいし、ヴェーバー兄弟が鋭い批判を浴びせ、官僚制と人間の問題をえぐり出すことになった有名な討論のなかの一節に、われわれはつぎの言葉が織り込まれているのを知っている。彼はいう^⑪——

「社会政策学会が設立されましたとき、枢密顧問官ヴァーグナー氏の世代

は、その数まことに微々たるもので、あたかもわれわれ意見を異にする者の数が今日微々たるもののごとくでありましたけれども、しかし純技術的なあの基準以外の基準を求めて立ったのは、ヴァーグナー氏その人の世代だったではありませんか。皆さん、ヴァーグナー氏の世代は、その当時、工業が機械化していくその純技術上の成果を手放しで礼讃する風潮と戦わねばなりませんでした。この風潮は、マンチェスター派の学説がそのころ作りだしたものです。いまではあなたがたご自身が、行政と政治の分野における機械態勢をそっくり手放しで礼讃するようになってきている、あなたがたはそうした危機のなかにある、こう思われてならないのです。」

社会政策学会がマンチェスター学派との対抗において、すなわち新しい価値基準を掲げることによって成立したことが、そのことは、歴史の必要に促されて生じたことがらであって、それとして理解できることである。しかしそのばあいに、学問と政治の論理的関係について、きびしい自己省察がなされていなかったとすれば、この新しい立場もまた、歴史の進展に伴なって、やがては原則的に否定されざるをえなくなる。そのときには、マンチェスター学派と社会政策学会は、同じ穴のむじなとならざるをえないであろう。思うに、そのようなかたちにおける学問と政治の関係は、ヴェーバーの表現を使うならば、まさしく「扉のかげの情事」にほかならなかった。「情事」の果てに生まれ出るもの、それは、一方で学問の政治化、すなわち御用科学の成立であり、他方で政治の学問化、すなわち学問の名による特定の政治態度の正当化と固定化とであるだろう²⁰。ヴェーバーの主導する「討議会」がこの二台の前車の轍をふんでよいはずはない。「討議会」を進水させるにあたって、彼は、慎重のうえにも慎重にならざるをえなかったことと、私には思われる。これを直ちに「左派」のための政治的行動団体の発足ときめてかかるには、過去の経験は彼にあまりにも重かった、といわねばなるまい。「討議会」の運営について、おなじく「左派」に属してはいるものの講壇社会主義的発想を脱しきれない古い世代のブレンターノと新しい世代のヴェーバーとのあいだで意見が分かれ、誤解の解けることがなかったのも、根底的には、社会政策学会にたいする見方が、たが

いの学問論の深部でくいちがっていたためではないだろうか。

それはさておくとして、ヴェーバーの「慎重」にも拘わらず、「討議会」は、本質的に、「左派」のための政治行動団体となるべき運命にあったこと、われわれはそこまで否定するわけにはいかない。だからふたたび問わねばならない。「討議会」にこめたヴェーバー独自の意味は、一体なんであったのか、と。

さきに、社会政策学会の冒した錯誤は、なによりも方法論上のことからである、すなわち、「学会」は学問と政治の関係について正しい感覚を喪失している、このようにヴェーバーはみたと書いた。そのためにこそ彼は、1909年のヴァーン大会で価値判断問題を提起して「価値自由」論を展開したのであったし、さらに、1911年のニュルンベルク大会では価値判断問題の「学会」委員会討論を提案し、1913年に積極的に自分の見解を提出したのであったし^①、さらに翌14年1月、「委員会」で挑戦者となって登場し、ゾンバルト以外の全会員を向うに廻して華々しい論戦を繰りひろげたのであった^②。もしもヴェーバーの「討議会」と社会政策学会とのちがいが、たんに、めざす政治の方向だけであるなら、彼は、1905年、シュモラーの態度に激昂して「学会」の「外に」出ることも辞さないと述べたところからも察せられるように、「学会」内部に留まって、その主流にたいしてあれほど執拗な戦いを挑むことはなかったであろう。いったいヴェーバーを社会政策学会に留まらせたものはなにか。彼のいう「価値自由」の態度によって、方法論的な反省ののちに新生する「学会」が、その内部での討論が、ドイツの政治に寄与するひとつの仕方であり、彼はそのような寄与のための場として「学会」をとっておきたかったのではないだろうか。が、そのような寄与は、あの「討議会」という場においても、いやこの場においてこそ、はるかに容易にできる、こう思われたのではなかっただろうか。とするならば、そのようなかたちの討論は、いかなる種類の討論であるか。問題を明らかにし、ヴェーバーの内面に迫るために、いますこし迂回してみるとしよう。

① Schäfers, op. cit., S.262.

② Vgl., Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*,

Tübingen 1924, S.406 f.

- ③ Vgl., Brief Schmollers vom 26. Oktober 1905 an Max Weber, in: Franz Boese, *Geschichte des Vereins für Sozialpolitik 1872—1932, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 188, Berlin 1939, S.116—120.*
- ④ この当時、弟アルフレットに宛てた書簡のなかで、マックス・ヴェーバーは、「もしわれわれの敵がわれわれを『飾りもの』として、また大ほらふきの急進主義者としてしか扱わない態度を変えないときは」学会の「外に」出ることも辞さない、と述べたという (Vgl., Mommsen, op. cit., Anm.3 auf S.148)。
- ⑤ Max Weber, *Werk und Person*, a.a.O. S. 102—139. なおこの見解は、のちに「社会政策学会にしかかかわりのないことがら」を削除し、若干の手を加えて、1917年、有名な「“価値自由”の意味」の論文として発表されることになる。Der Sinn der Wertfreiheit《der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften, in: *Logos*, Bd. VII, 1917, S. 40—88. Wiederabdr. in: *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen, 1. Aufl. 1922, S.451—502, 2. Aufl. 1951, S.475—526, 3. Aufl. 1968, S.489—540. [中村貞二訳「社会学ならびに経済学における“価値自由”の意味」I—IV, 『山口経済学雑誌』第17巻第5・6号, 第18巻第1, 2, 3号, 所収]
- ⑥ Max Weber, *Werk und Person*, a.a.O. S.102 f.
- ⑦ Ibid., S.103.
- ⑧ Ibid., S.103. 「このような誤まった考えは、察するにひろく拡がっているので、社会政策学会で行なわれている討論の『意味』について十分承知しておくことが望まれるわけである。のちに展開する議論もこの点にかかわってくる」、とこのようにして「“価値自由”の意味」の記述へと行論がすすむわけである。
- ⑨ Max Weber, *Der Sinn der Wertfreiheit usw., Wissenschaftslehre*, 1. Aufl. S.454, 2. Aufl. S.478, 3. Aufl. S.492. 拙訳, 前掲 I, 96ページ。
- ⑩ Max Weber, *Werk und Person*, a.a.O. S.103.
- ⑪ Max Weber, *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.413.
- ⑫ 1909年の社会政策学会ヴェーン大会の第3議題「国民経済の生産性」は、「学会」が初めてとりあげた純理論的問題であった。にもかかわらず、ヴェーバーは、この「生産性」概念を使用する諸論者を攻撃して、価値判断の混入をあばき出した。彼の行論は、とうぜんみずからの「価値自由」論の展開におよぶことになった。それと同時に、社会政策学会の歴史にたいして、この観点からする批判的回顧がふたたび繰り返された。すこし長いけれども、その部分を引用して読者の理解に資するとしよう。

「あれほど簡単な原則がなぜこうもくりかえし犯されるのか、それも格別わが学会の会員によって犯されるのか、そのわけを、社会政策学会が学問の会合としては

なく、実践の会合として産ぶ声をあげた史的状況のなかで尋ねてみましょう。社会政策学会は強大な敵にたちむかうささやかな闘争の党派だったのですが、この学会が、あらゆることにさきがけて、まず学問のていをよそおう各種利害関係者のたわごとの破壊から始めなければならなかったことは、おのずから明らかであります。そのばあい学会が遭遇しましたのは、学問界にあるつぎのような偏見でした。すなわち、金儲けへの志向をもって社会生活の動因 (causa movens) となしうる学問は、それゆえにこそこの志向をば、人間なり事物なり事件なりを評価する唯一の基準とみなさなければならぬ、こうした偏見であります。が、学問と価値判断とのこうした混同にたいして戦かっていたわれわれの先生たちは、いつのまにか、符号だけはちがうけれどもじつはそれとまったくおなじ罪を犯しておいでだったので、ひとり通用するあの価値基準の力を弱めようとして、先生たちは、金儲けへの個人的志向のほかに、人間の行為におけるべつ動機も経済に関係ある (wirtschaftlich relevant) ものだと証明しようとなさいました。もちろんまったく正しい態度であります。ただ結果が思わしくありませんでした。思わしくなかった、といいますのは、学問研究と価値判断とは、なおいっそうしっかりと抱きあい融けあって離れなくなり、いまだに事実および事実の連関の確定からあるべきことについて判断をくだす試みが絶えないという始末だからです。それははなはだ明白な罪でしたが、ほとんど避けようもない『許しうる』罪でした。われわれはみな、われわれの敵はなおさらみな、この罪を何度も何度も犯しました。しかしその場かぎりのこの罪も、たび重なるにしたがってそこにひとつの思考慣習ができるとなると、いやそれどころではない、ひとつの美德までできるとなると、私どもはどうしても抗議しないわけにはまいりません。ことに私どもは、不愉快な結果をたくさん幾度となくみてきたわけですから。ある人がおなじ倫理的判断をもたないなら、その人はこれが理由で学問のうえで片付けられる、こんなふうには信じられたことも一再ならずあります。こんなばかげたことはありません。私どもは過去の大闘争を戦かった世代を尊敬するのにけっしてやぶさかではありませんけれども、そして、今日私どもはこの世代を継ぐ者であって、この世代の堅固な基礎工事がもしなかったとすれば私どもの仕事もぜんぜんできない有様ではありまじょうが、にもかかわらず私どもは、ああした考えについてゆけないのです。私どもはもうひとつべつの地盤に立つ試みをやらねばならぬ、ここがその地点です」 (Max Weber, *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.419 f.)。

- ⑬ おそらく1911年のヴェーバー提案をうけて、シュモラーが「学会」会員に宛てて、価値判断問題の委員会討論の計画を伝えるとともに、会員各自の「見解」の提出を求める「回状」を發したのは、1912年11月のことと伝えられる。ヴェーバーの「回状」との関係において、シュモラーの「回状」の時点に注意せよ。 Vgl., Boese, op. cit., S.145.

⑭ Vgl., *ibid.*, S.147 f.

V

周知のとおり、ヴェーバーは1909年に「ドイツ社会学会」(Deutsche Gesellschaft für Soziologie)を進水させている^①。ところでこの学会の目的と事業について、学会の定款第1条はいう。「……本会は、純学問上の研究ならびに調査を主宰することにより、純学問上の業績を発行援助することにより、ドイツ社会学会大会の定期的開催により、社会学的認識を振興することをもってその目的とする。本会は、社会学のあらゆる学問的方向ならびに方法にたいして、ひとしくその場を提供する。本会は、なんらかの実践的(倫理的・宗教的・政治的・美的等々)目的の代弁はこれを拒否する^②。」あわせてわれわれは、諸文献から関係する箇所を引き出しておこう。まず、マリアンネ・ウェーバーは、社会学会設立の趣旨を、社会政策学会との関連で、つぎのように報告している。「社会学会は、年老いた社会政策学会に欠けているものを、純学問上の議論を行なうというその側面で、補なうはずであった。社会学に関心を寄せる若い世代の学者は、ながいあいだ、近代的社会生活の諸問題について、経済学の専門家とばかりではなく、哲学者・神学者・法学者・人種理論家等々とも意見を交換したいという気持ちをいただいていた。そればかりか彼らは、この巨大な問題をば、純学問的に、したがって倫理的=政治的な偏りなしに、こなすことを目標とする集団を望んでいた^③」と。さらに、マックス・ヴェーバー自身、1912年の第2回大会ののち、社会学会の共同研究の指導から身を退いたさいの釈明のなかでこういっている。「私がこの学会の設立に熱心に参加した理由はただひとつ、はっきりしたものです。この学会にこそ価値自由な学問的な仕事と討論の場があるのではないか、私はそう思ったのでした^④」と。

以上からして、社会学会によせたヴェーバーの期待は、なによりも「価値自由」で「純学問的な」討論の場の保障ということであったといえよう。現にある社会政策学会での討論が「倫理的=政治的な偏り」をもったものであるのに

たいして、ここでは討論のもつ意味（およびその結果）は、まるきりちがう。しかしながら、そうであるからといって、社会政策学会なりヴェーバーの「討議会」なりで行なわれる種類の討論が無価値であるということにはけっしてならない。なぜか。なによりも討論の対象に明らかな区別があるからである。社会学会に存在理由があるのとおなじく、社会政策学会なり「討議会」なりの存在理由もまた疑えない^⑤。ヴェーバー自身をして語らせるとしよう。彼は、「ライブチヒ集会」の一週間のちに行なわれた社会学会第2回大会における会計監事辞任の弁のなかで、社会学会の活動が社会政策学会とくつわを並べるまでにいたらない理由を、第一に、学会が対象として扱う「ことがら」(Sache)の性質に帰し、第二には、そのことに当る「人間」(Person)の問題に帰したのであったが、その第一の理由について、つぎのように述べるのである^⑥。

「社会政策学会の存在理由は、まさしく特定の理想を普及宣伝するところにあるわけですけれども、社会学会の研究目標は、社会政策学会とはちがって、けっして普及宣伝といったところにはなく、ひたすら事実在即した研究を行なうところにあるのです。アクチュアルな社会政策上の大問題にかんする議論、これは社会政策学会でなされていることですが、そのような議論を事実問題にかんする冷静な討論とくらべてみますと、前者の議論がより強く一般の耳目を集め、さらに討論に参加する者の個人的なパトスをより強く喚起すること、これはいうまでもありません。社会学会会員のうち社会政策学会の会員である者は、〔今後も〕社会政策学会の存続を希望するであります。じじつ社会政策学会はこれまで立派に存続してまいりました。社会政策学会の代表する理想に反対する者も否定できないことです。しかしそれと同時に、社会政策学会会員でもある社会学会会員は、われわれ社会学会会員がやっていきたいと思っている別の種類の仕事のためにも、〔別の〕ひとつの機関の存続を望むであります。そして、われわれの社会学会が、外国ではずっと以前から確立されているような地位を、また〔社会学会が〕現在あげつつある業績によって、これまではたしかに評判のよくなかったこの学科に絶対にふさわしい地位を、いつ

かドイツでもかちとれるよう、願うであります。」

みられるとおり、社会政策学会は「アクチュアルな社会政策上の大問題」を扱い、社会学会は「このようになって他のようにはならなかった」現にある「事実問題」を、ことがらに即してとり扱う。ヴェーバーにおいては、両者ともがそれぞれの存在理由をもつ。もっとも注意しておかねばならないことがある。この文脈で存在理由を認められる社会政策学会は、ヴェーバーの意味における「討論」が保障される場としてのそれであり、彼がその内部に留まってその体質改善をはかろうとした理念におけるそれであり、方法論的反省によって新生するはずのそれであるのであって、けっして現にある社会政策学会そのものをさしていつているのではない、こういうことである。

さて、以上からして、われわれは、現にある社会政策学会と社会学会との対比において、ヴェーバーの「討議会」をつぎのように位置づけることができると思う。

社会政策学会と「討議会」とでは、討論の対象（「アクチュアルな社会政策上の大問題」，「実践的＝政治的問題」）はおなじであるが、その方法がちがう（前者では実践的評価が学問的認識と癒着したかたちで、後者ではそのふたつの区別の自覚にもとづいて）。社会政策学会と社会学会とでは、対象もちがえば（前者では「実践的＝政治的問題」，後者では「事実問題」），方法もちがう。最後に、社会学会と「討議会」とでは、対象はちがうけれども方法はおなじである。

さてこの最後のばあいの意味するものはなにか。そこにみられるものは、ヴェーバーという一個同一の主体が、研究者の資格において、一個同一の方法を携え、もってふたつの領域に、すなわち、一方では現実政治の領域に、他方では純粋学問の領域もしくは歴史的世界に乗り出すすがたにほかならない。「研究者の資格において」、とこう私は書いた。含意はつぎのとおりである。すなわち、「討議会」での討論は、さしあたり、ということはすなわち「討議会」が「普及宣伝活動」を開始するまでは、学問の名においてなされうるところの、「実践的＝政治的問題」をめぐる討論なのである。学問の名における討論

は、「価値自由」の要求を満たして行なわれるような討論である。「価値自由」の方法態度とは、認識と評価の区別の方法的自覚ということである^⑦。そしてこのかぎりにおいて、社会学会と「討議会」とは、その方法を、学問の名において、おなじくする、そこに参集する者はともに研究者の自覚をもった者である、このように私は思うのである。

しかし注意しなければならない。おなじ「価値自由」の要求を満たす討論といっても、社会学会におけるそれと「討議会」におけるそれとは、対象のちがいに照応して、討論の作業方法をことにするはずである。「実践的=政治的問題」を対象として扱った社会政策学会で伝統化した討論様式は、認識と評価の区別の自覚にもとづかぬ討論であった。そこで、社会政策学会での討論をその方法にかけて批判するヴェーバーは、「経験的・科学的科学は人間の『主観的』評価を対象としてとり扱うことができない」という「価値自由」論にたいする「ひどい誤解^⑧」をうち破らねばならなかった。「問題はこうである。もろもろの理想や価値判断を学問的に批判することの意味はなにか。目的はなにか^⑨。」ヴェーバーは、人間の「主観的」評価、あるいは実践的=政治的問題を、学問の名において討論し、「理想や価値判断を学問的に批判」できるとした。ヴェーバーによれば、それは「価値自由」の要求にもとることではなかった。「価値自由」の方法態度にもとづいて、「価値判断」を学問的に批判すること、そのような種類の討論こそは、ヴェーバーが「価値討議」(Wertdiskussion)もしくは「評価討議」(Wertungsdiskussion)と名づけた当のものではなかったか。

ヴェーバーの「討議会」における討論は、そして同時に、彼が社会政策学会につきつけた種類の討論は、まさに「価値討議」にはかならなかった。この学問の名における政治批判の意味を理解しえた者は、当時(ゾンバルトを除いて)ひとりとしてなかった。ここで「価値討議」の包含する内容について方法論的に立ち入ることはしない^⑩。ここでは、「価値討議ほんらいの意味」をヴェーバーが具体的な学会活動のなかで、もしくはそれとのかかわりにおいて、述べている言葉を引用するにとどめておきたい。すなわち、社会政策学会委員会における価値判断問題討議のために提出した「見解」のなかで、「正しい意味」

における「討議の目標」について彼はいう^⑩ ——

「〔それは〕学問的にはつぎのようでありうる。対立しあう立場の根底にあってこれ以上はもうどうしても譲れぬという公理をひきずり出すこと。それによっていずれか一方を選択できるようにするためである。」

また、社会学会第2回大会の論題「諸国民体の権利」に寄せて行なった討論のなかで、彼は（社会政策学会におけるとおなじく！）またしても価値判断問題を提起せざるをえなくなり、つぎの発言を行なっている^⑪ ——

「さきのお話しでわかったのですが、社会学的諸現象の因果的要素としての『女の愛』ということをは、ミヘルス教授は、私よりも低く評価なさっております。がこれは、ミヘルス教授が、女の愛をその価値において私よりも低く評価しておいでになるということではありません。女の愛にかんして、教授の評価と私の評価とどちらが高いか、そういう議論はあきらかにこの場にふさわしくありません。この点の意見の一致は、原理上みられるものではないでしょう。そして私見によれば、価値討議一般がすべてそうしたもののなのです。価値討議においては、自分の立脚点だけはっきりさせておけばよろしい。価値討議において、一致は原理上なんらめざすところではありません。」

ヴェーバーが進水させ、その定款に「価値自由」な討論の原則を謳った社会学会の討論にして、すでに原則からの逸脱がいたるところに現われていた^⑫。ましてや社会政策学会の討論が、「正しい意味」で行なわれる「価値討議」でなかったことはいうまでもあるまい。換言するならば、社会政策学会の討論においては、原理上「選択」の扉は閉ざされており、原理上「意見の一致」が前提されており、そのうえで「学会」公認の「特定の理想の普及宣伝」が行なわれていたのであった。ヴェーバーの眼からみると、それは、学問する者が行なう政治にたいする寄与とはいえなかった。そこでは、「さまざまな評価をたがいに較量して『政治家式』に評価相互の妥協をはかり、もって学問的『客観性』にゆきつく」という似而非学問論が、わがもの顔に横行していた。学問と政治とは癒着して一体をなし、あの「区別」のきびしい感覚が失なわれていた。

ヴェーバーはいう。「学問が……政治的に行為する者や抗争している党派のためになすことのできるきわめて貴重な職分は、ただひとつあるばかりである。するわち、その者たちに向かって学問はいう。第一、この実際問題については、これこれのさまざまな『究極の』態度決定がありうる。第二、これらの態度決定を想定してそのうちのひとつを諸君が選択するばあい、諸君が考慮しなければならない事実はこれこれである、と。学問するわれわれは、こういうふうに『仕事』をする^④。」

ヴェーバーは「討議会」にたいして、まずは「学問する者」の立場で臨んだとあってよかろう。そこでの討論は、「アクチュアルな社会政策上の大問題」を対象としながら、学問の名において「冷静に」、すなわち、「学問の政治化」と「政治の学問化」とに陥ることなく、行なわれねばならなかった。「討議会」は、いつか将来、政治行動団体として活動すべく、その性格の本質においては社会政策学会と軌を一にししながら、しかし当面は、「学問する者」の団体であるほかはなかった^⑤。「回状」においてヴェーバーが、直ちに「普及宣伝活動」に乗り出すことを厳に戒しめ、「自由な討議」の積み重ねをくりかえし強調していることに注意を払ってほしい。

① 「ドイツ社会学会」、「社会政策学会」およびヴェーバーの「討議会」の三者の関係を明らかにする一助として、この三者の主要記事を年表ふうにしめしておこう。

	社会政策学会	討議会	ドイツ社会学会
1909. 3			設立総会 (7日)
〃 9	ヴァーデン大会(27—29日)		
1910.10			第1回大会(19—22日)
1911.10	ニュルンベルク大会 (9—10日)		
1912.10		ライプツヒ集会 (14日)	第2回大会(20—22日)
〃 11	シュモラー「回状」を作成	ヴェーバー「回状」を作成(15日)	
1913.	価値判断問題にかんする 「諸見解」の印刷出来	フランクフルト集会開催されず	
1914. 1	委員会において価値判断 問題の討議 (5日)		

- ② *Verhandlungen des Ersten Deutschen Soziologentages vom 19.—22. Oktober 1910 in Frankfurt a. M., Schriften der Deutschen Gesellschaft für Soziologie, 1. Serie, 1. Band, S.V.*
- ③ Marianne Weber, *Max Weber. Ein Lebensbild.* 1. Aufl., Tübingen 1926, S.425, 2. Aufl., Heidelberg 1950, S.463 f. 大久保和郎訳『マックス・ヴェーバー』Ⅱ (昭和40年, みすず書房), 320—321ページ。
- ④ *Ibid.*, 1. Aufl. S.429, 2. Aufl. S.468. 大久保訳, 同上, 323ページ。
- ⑤ ここで社会政策学会と「討議会」とを討論の種類にかけて等置した理由については、後述するところを参照のこと。「討議会」と等置されるものは、正確に言えば、ヴェーバーにおいて方法論的に新生するはずの、理念における社会政策学会なのである。
- ⑥ Max Weber, *Rechenschaftsberichte für die ablaufenden beiden Jahre, in: Verhandlungen des Zweiten Deutschen Soziologentages vom 20.—22. Oktober 1912 in Berlin. Schriften der Deutschen Gesellschaft für Soziologie, 1. Serie, 2. Band, S.78 f.*
- ⑦ 「価値自由」の要求とは、「研究者や研究の発表者ならば、経験的事実……の確定と、このひと自身の実践的・評価的な態度決定……—すなわち、この事実をよいかよくないとか判定する態度、この意味で『価値判断』する態度—とは、きびしくひき離しておくべきである、なぜならこのふたつは、じっさい異質の問題であるのだから、とこのようにいう要求である」(Max Weber, *Der Sinn der Wertfreiheit* usw., *Wissenschaftslehre*, 1. Aufl. S.462, 2. Aufl. S.486, 3. Aufl. S.500. 拙訳, 前掲Ⅰ, 103ページ)。
- ⑧ *Ibid.*, 1. Aufl. S.461 f., 2. Aufl. S.485 f., 3. Aufl. S.499 f. 拙訳, 前掲Ⅰ, 103ページ。
- ⑨ Max Weber, *Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, in: Wissenschaftslehre, 1.—3. Aufl. S.149.* 出口勇蔵訳「社会科学および社会政策の認識の『客観性』」, 河出書房『世界の大思想』第23巻『ヴェーバー, 政治・社会論集』, 54ページ。
- ⑩ 「価値討議」の内容の体系だった説明としては、なによりも「“価値自由”の意味」の論文ならびに「客観性」の論文を参照しなければならない。Vgl., insb., *Wissenschaftslehre*, 1. Aufl. S.472 f., 2. Aufl. S.496 f., 3. Aufl. S.510 f. (拙訳, 前掲Ⅱ, 88—89ページ), 1.—3. Aufl. S.149—151 (出口勇蔵訳, 前掲, 54—56ページ)。
- ⑪ Max Weber, *Gutachten, a.a.O., S.103.*
- ⑫ *Verhandlungen des Zweiten Deutschen Soziologentages, a. a. O., S.75.* Wiederabdr., in: Max Weber, *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol., S.488.*

「価値自由」の論文では、つぎのとおりにみごとにまとめられている。

「自分の論敵(あるいはそこに自分自身も加わる)が実際に心にいただいていることがら、つまり〔自分と自分の論敵の〕双方がたんに表面上ではなく實際上依拠しているところの価値をつかむこと、そうしてのちにこの価値にたいしてある態度がはじめて決定できるようしむけること、これが価値討議ほんらいの意味なのである。…この種の議論の前提としては、究極の評価には原理上調停しがたく背馳するものがありうるということがわかってさえいればよい。なぜか。『すべてを理解すること』は『すべてを宥すこと』を意味するものではなく、また一般に、異なる立場をたんに理解するところからこれに同意するところまで道は通じていないからである。こういう理解をすすめていけば、むしろ、この立場とあの立場とは一致しあえないという事実、理由および範囲を容易に認識することとなろう。異なる立場に同意するよりは、こういう認識をうることのほうが実際はるかに多いであろう。このようなわけなのである。ところで、この認識こそ真実の認識にほかならず、この認識に仕えるものこそ『評価討議』にほかならない」(*Wissenschaftslehre*, 1. Aufl. S. 465, 2. Aufl. S. 489, 3. Aufl. S. 503. 拙訳, 前掲 I, 106ページ)。

⑬ このことがヴェーバーをして社会学会の指導的地位から身を退かしめるひとつの理由になったことは疑えない。さきに引用した「釈明」のなかで彼はいう。「1912年のベルリン大会では、ただひとりの例外(L.M.ハルトマン)はありましたが、それ以外のひとはみな、公けの場での報告において、定款の原則にもとる行動をとりました。このことは、定款の原則が実行できないことの『証明』なのであって、私にたいして絶えず異議申し立てが行なわれていることを意味しております。……実行できないといわれる原則をふりかざすドン・キホーテとなって毎回私が登場し、いやな『舞台』を再現するのは、もうこりごりです」(Marianne Weber, op. cit., 1. Aufl. S. 429 f., 2. Aufl. S. 468 f. 大久保訳, 前掲 II, 323—324ページ)。

⑭ Max Weber, *Der Sinn der »Wertfreiheit« usw.*, *Wissenschaftslehre*, 1. Aufl. S. 461, 2. Aufl. S. 485, 3. Aufl. S. 499. 拙訳, 前掲 I, 102ページ)。

⑮ モムゼンは、「討議会」の性格をば「一種の理論的な行動集団」(eine Art von theoretischer Aktionsgruppe)と規定している。Vgl., Mommsen, op. cit., S. 137.

VI

しかしながら、なぜヴェーバーは「討議会」を特定の政治行動と直ちに結びつけず、すくなくとも当面は、学問の名において「自由な討議」を行なう研究

者の団体にとどめておこうとしたのであろうか。この点が最後の問題となる。

彼は「回状」のなかで、社会政策学会のような「普及宣伝のための協会」(Propagandaverrein)の創設を急いではならぬ理由のひとつに、そうした「協会」は社会政策学会に「傷のつくことを恐れる」人びとを遠ざける結果となるのではないかと、いつている。これは、社会政策学会会員のいわば引きぬきによって、社会政策学会と「討議会」との関係が敵対的なものに発展することへの懸念をあらわすものと解されてよく、ことからの純外面的な側面だといつてよかろう。が、決定的な理由は、おそらくは内面的なものに求めることができよう。

ここで「内面的なもの」といつたのは、いわゆる「自由な討議」すなわち「価値討議」がヴェーバーの「内面」においてまさしく要請されるべきことからであった、という意味なのである。研究者ヴェーバーに即してみると、この要請をうながす事情には、すくなくともふたつのものがあった、このように私は思う。ひとつは、「価値討議」の必要をうながす形式的な側面にかかわり、いまひとつは、その内容的な側面にかかわる。前者は、「価値討議」それ自身のもつ利点を喪失することにたいするヴェーバーの危惧としてあらわれる問題であつて、具体的には、社会民主党員の参加に慎重であつたということのなかにその危惧が示されてくる。後者は、「価値討議」に付せられる対象の性格に由来する問題であつて、具体的には、将来の社会政策の基本路線の未確定というヴェーバーの確認がそこに結びついてくる。いずれの問題も、その深層部において、ヴェーバー社会学の問題と連なつてゐる。まず前者の問題から始めよう。

「回状」を遺してゐたヨハン・プレングは、ヴェーバーによる「回状」への添書にたいする1912年12月15日付の返書において、社会民主党員を招聘しない(ライプチヒ集会および)フランクフルト集会への参加を断わるのであるが、その返書のなかで、彼は、社会民主党員参加問題にかんしてつぎのように述べてゐる。「民主主義的社会主義者の右派に属する者と市民的社會政策家の左派に属する者とは、来るべき社会秩序の根本問題について討論したいという根底

において同一の期待をいただいております。どちらに属する者も、そうした討論を行なうことによって、組立てのしっかりした壮大な改良事業の振興がはかられるのではないかと、そう思っているのです。個々人を新しい巨大な組織形態のなかに組み入れてこれに耐えられるようにすることこそ、あらゆる組織的社会主义の核心的問題であるはずですから、どちらに属する者でも、たとえもろもろのプランについて当面どれほどちがったものかを考えておきましょうとも、志向するところは根底においておなじものなのです。すなわち、社会主義における民主主義、あるいは、ことがらを内側からみるならば、社会的に総括される世界のなかでの自由な人格、こういうことです^①。」プレングにいわせると、ヴェーバーも自分も、現代社会さらに将来社会における人間のあるべきすがたについて、結局はおなじ志向をいただいているのだから、社会民主党員を排除するなどは偏狭なことではないか、ヴェーバーは「戦術上の配慮」からして「排除」というけれども、じつは「政党政治上の配慮」からではないか、とこのように（ブレンターノとともに）ヴェーバーを非難したかったのだと思う。プレングの非難の当否はともかく、ここではヴェーバーのいう「戦術上の配慮」の意味するものについて考えてみたい。

「回状」からも読みとれるように、ヴェーバーは社会民主党員を永久に参加させないといっているのではない。逆に、「討議会」と社会民主党との「友好関係」を望んでいるのである。社会民主党員の参加について「取捨選択」を行ない、「修正主義者」と目される者だけを招聘するようなことが、同党にたいする分裂工作に通ずるといふヴェーバーの危惧も、そこから説明がつく。だがこのばあい注意しなければならないのは、新聞界の代表参加の問題がこの問題にからませて考えられていることである。新聞界の代表参加の問題は、「討議会」の基本性格にかかわることである。ヴェーバーは、「討議会」が「普及宣伝のための協会」であることを、すくなくとも当面は拒絶し、「自由な討議」の積み重ねを要求した。このことは、社会民主党員の招聘をみあわせたことと相通じていはいしないか。「普及宣伝」をこととする新聞界の代表としては、とうぜん社会民主党系の新聞も予定されるであろう。しかるに、社会民主党系の

新聞の参加ということは、またとうぜん、社会民主党の「装置」(Apparat)の「討議会」への侵入を意味するであろう。ところで「装置」の動学は、「討議会」における討議を骨化させ、討議はついに政党政治的観点に立って行なわれるだけのものとなろう。「討議会」が「普及宣伝」を急ぐ結果は、したがって、「討議会」が政党政治の繰り人形になることを意味するであろう。それは、ヴェーバーのいう「自由で拘束されない討議」, 「正しい意味」での「価値討議」の自己否定にほかならない。それは、「社会政策上の『左派』」を糾合して、「学問する者」の立場からドイツの政治に寄与しようとするヴェーバーの政治的=学問的意思の自己否定にほかならない。「討議会」が「普及宣伝のための協会」としてすべりだすならば、これを学問の場、政策的認識の場、すなわち「価値討議」の場にひきもどす歯止めは最初からなくなってしまふ。それは、「討議会」でねりあげられるはずの、将来社会政策にかんする「集合的な見解」が公的生活においてもつべき重みを、減じこそすれ増すものではない。ヴェーバーのいう「戦術上の配慮」の含意はこのようなものではなかっただろうか。

こうみるならば、ヴェーバーにおける「戦術上の配慮」は、——プレングの付度したような——政党政治上の「戦略」に規定されるていものではなく、むしろヴェーバーの歴史的=社会学的認識に規定される「配慮」ではなかったかと思われる。彼の「理念と利害の社会学」は、歴史の動態にかんする、また「結社」の動学にかんする透徹した認識のうえに構築されていた。1910年の社会学会第1回大会の「事業報告」(Geschäftsbericht)において、彼が「結社の社会学」(Soziologie des Vereinswesens)のたてうる諸問題に言及したとき、「討議会」に社会民主党員を招聘せず、「普及宣伝のための協会」の設立を急がぬという態度は、彼の内面においてすでに決定していたとみるべきではないだろうか。すなわち、彼はつぎのとおりという②——

「政党にはじまり……九柱戯クラブにまでおよぶなんらかの種類^②の結社と、したがって任意の結社と、最も広い意味で『世界観』と呼びうるものとのあいだには、どういう関係があるでしょうか。いたるところにそうし

た関係がなんらかの仕方で存在しております。実際まったく想像もつかないようなところにも存在しているのです。けれどもその存在様式はじつに多様です。まず、われわれが日常でくわすことですけれども、はじめ偉大な世界観から出発した結合体 (Vereinigungen) が、実際のうえで、ますますもとの世界観から離れていくような機構 (Mechanismen) となる、そういうことがあります。こうした事態は、よくいわれるようなあの『悲劇』、すなわち、総じて、現実のなかに理念を実現しようとする企てがいつも落ちこむところの一般的な『悲劇』にまったく近いことがらであります。いかなる結社 (Verein) であれ、どんなとるに足らぬものにもせよ、ともかくなにかの装置を備えております。そこで、こうした結社が普及宣伝に乗り出すばあいには、ただちにこの装置は、なんらかの仕方で物化され、職業人の占拠するところとなってしまうのです。」

ヴェーバーが、「普及宣伝のための協会」の設立を急ぐべきではなく、まずは「自由な討議」のつみ上げを推奨した理由は、しかし以上に述べたいわば形式的な理由にとどまるものではない。決定的には、そのこととふかくかかわりつつも、ここにあらためてとりだされるべき問題、すなわち、ことがらの内容それ自身、討議の対象それ自身のむずかしさ、このことについて彼がじゅうぶん予感していたからにはほかなるまい。しかも、その問題については、「討議会」参加者の「意見がまちまち」であった、というよりもむしろ、そのことの問題性を感得しえた者の数がおそらくはごく僅かの状態だったからにはほかなるまい。現代を凝視するヴェーバーは、将来の社会政策、将来の労働者政策の「原則的な方向」について、ブレンターノ流の労働組合政策もふくめて、伝統的な考えかたに反省を加えねばならぬ時点がきたことを看取していた。旧来の社会政策の考えかたにたいして、「まったく新しい方向づけ」を与える必要を痛感していた。そして、と彼は「回状」のなかでいう、「方向づけがまったく新しいものであればこそ、手軽に普及宣伝のための協会の組織化から始めるというわけにはまいらぬのである」と。

社会政策の考えかたについて「まったく新しい方向づけ」の必要をヴェーバ

ーに強いたものは、いったいなにか。将来の社会政策の方向づけのために、いかなる原則上の問題が横たわっていると彼はみたのであろうか。要するに、ヴェーバーは「討議会」においてなにを「討議」の対象としなければならないと感得していたのか。

おそらくはライプチヒ集会での討議成果であろうが、ヴェーバーは「回状」の初めの部分において、「討議会」参加者に共通する基本的前提として、農民、労働者および職員にかんする社会政策上の立場を総括している。モムゼンは、その第二をさしてヴェーバーの「社会政策上の理想の古典的にして簡潔な総括」とよんだ。そこにみられるものは、自由主義的社会改良家ヴェーバーの赤裸なすがたである。すなわち、労働者による自主的な利益擁護、そのための企業家組織にたいする労働者組織の強化、こういう「自助」の社会改良家としてのすがたが鮮やかに浮き出している。このかぎりでは、ヴェーバーは、あきらかにブレンターノの設定した路線のうえにある^③。しかしながら、その文脈のなかでもとくにわれわれの目を惹く点は、労働者における「仲間意識」(Kameradschaftlichkeit)と「階級的名誉感」(Klassenehrgefühl)とがひとつの「文化価値」(Kulturwert)と捉えられていることである。労働組合をどう掴まえるかということにかけて、組織労働者におけるこのようなまさしく人間的といえる契機に着眼し、これに「理想主義」(Idealismus)の名を冠し、そこに労働組合の「本質」をみ、そこに労働組合把握の基本的な視座を据えるヴェーバーの発想こそ、彼をブレンターノから分つ決定的なポイントであること、このことについては以前に論じたとおりである^④。が、「社会政策における進歩」をめぐる、まずは「自由な討議」を呼びかけたヴェーバーの問題関心もまた、じつはこの点と結びあってはいないだろうか。しかしそのようにいえるためには、なお若干の考察を必要とする。

まず「回状」において注目し値いするのは、「討議会」参加者に共通する基本的前提の第三としての「職員法」にたいする言及である。そこでヴェーバーは、げんに「進みつつある事態」として、「公私の職務に従事する官僚的性質の各種職員」が不断に増大しつつあり、いまやひとつの「階級」を形成するま

でになったという状況を指摘している。そこに孕まれる決定的な問題は、ヴェーバーによれば、彼らの物質的生活の窮乏というよりもむしろ精神的生活の窮乏にほかならない。彼ら職員は、「もっとも内面的な意味で文化なき階層、無気力と自尊心とがほとんど同居する精神の独立なき人間から成る階層」を形成する危険のなかにある、とヴェーバーはいうのである。この「職員問題」(Beamtenfrage)は、「純社会政策的見地よりすればはなはだ複雑な問題を提出するていもの」であった。それは、ヴェーバーに即してみるとき、ブレンターノをもってしても正しく把握できない問題ではなかつただろうか。ヴェーバーが、来るべき「フランクフルト集会」における望ましい報告テーマとして、伝統的な社会政策にたいする「批判的な回顧」を挙げているのも、「職員問題」のなかに、伝統的な社会政策の考えかたにたいして「まったく新しい方向づけ」を強いる新しい問題状況をみたからではなかつただろうか。

ところでヴェーバーは、「回状」のなかで、この「新しい状況」をば、「討議会」の当面の目標との関連において、社会政策上の問題に即しつつ簡潔に総括している。すなわち、「国営化」(Verstaatlichung)、「公営化」(Kommunalisierung)、「シンジケート化」(Syndizierung)の傾向が並行して進行しているという状況であるが、そこから政府と工業とのあいだに「利害共同関係」^⑤(Interessengemeinschaft)が生まれて、「扉のかげの情事」(Liaison hinter verschlossenen Türen)が、「抱きあい」^⑥(Umarmung)が行なわれる結果、社会政策の効果の平準化傾向がますますみられるようになるだろうこと、さらに「効果の平準化」は低落傾向に向かいうること、これらのことがらがヴェーバーによって確認され予想されているのである。が、こうした問題こそは、彼が1905年の社会政策学会マンハイム大会このかた一貫して追求してきたものにほかならない^⑦。ヴェーバーは、「国有化」等々の傾向が社会政策上の効果を減殺するといういわば技術的理由だけからして、すでに「国有化」等々への賛成者(社会政策学会の「右派」と「中間派」)に敵対することができた。だが、のみならず彼は、労働組合による「自助」の伝統的立場からするあの傾向への対応(「左派」)もまた、ミイラとりがミイラと化する

ような逆立ちの対応^⑧であることをも感得していた。進みつつある「国有化」等々の傾向、「この強大な支配者を向うに廻しては、旧来の労働組合政策はまるきり用をなさない。」ヴェーバーの前には、旧来の社会政策の考えかたにたいする根底的な問が投げだされていたとみてよい。

この問にたいするヴェーバーの答はなんであったか。1905年以降「回状」にいたるまで、みられるものはすべてネガティブな答であり、ポジティブなそれはひとつとしてない。かくてモムゼンはいふ。「ヴェーバーは速効の処置のないことを告白した。自由主義的社会改良主義は現代の経済発展によってひとつの危機に陥っていること、これまでの考えかたは修正を必要とすること、このような認識はヴェーバーその人に重々しくのしかかった。それゆえに彼は、最初考えられていたような一回かぎりのデモンストレーションではなく、まずは拘束されないかたちの定期的な討議を望んだのだ。ばらばらに催される公的集会ではなく、『集合的な見解の創出』のみが『ドイツで社会政策に向けられる声が火の消えたように低調になる』のを阻むことができる、このような考えかたがますます強く彼を貫いたのである^⑨」と。

しかしながら、ヴェーバーにとって真の問題は、なんらかの有効な具体策をうちだすことにはなかったと思う。いわんや「純社会政策的見地よりすればはなはだ複雑な問題を提出するていの」この問を前にして、彼は「速効の処置のないことを告白」したのではなかったと思う。すなわち、彼において、いわゆる「社会政策」による労働条件の維持向上等々を、そのものとして問題にする意欲は、そもそも少なかったのではないか、と私には思われるのである^⑩。

「通常の意味での社会政策のために『新しい』状況」を前にした彼の問題関心は、もっと広い問題領域におもむくもっと根底的なものではなかっただろうか。ではそれは一体なにか。

さて、「国有化」等々が企業の人的組織の面で意味するものは、私人の雇主が「国家官僚」や「都市官僚」でおきかえられていくことであり、そこからして、この傾向が「公私の職務に従事する官僚的性質の各種職員」を簇生させること、そこに「官僚制化」という普遍的事象の一端が認められること、これは

いうまでもあるまい。この関連で「回状」において注目に値いするのは、その末尾において、ヴェーバーが「フランクフルト集会」のための事務処理のひとつとして、報告者の選定にかんして言及したとき、あの「職員問題」については、「どうしても」弟アルフレット・ヴェーバーにやらせたい、といていることである。そこでわれわれに想起されることはこうである。マックスがアルフレットと相呼応して社会政策学会大会の会場に嵐をまき起し、学会の長老の手を焼かせて、彼らをして大会におけるヴェーバー兄弟の「お説教」とか「脱線」などと非難せしめ、さらにはヴェーバー兄弟が「わが学会を見世物の舞台にまでなりさがらせた」などと攻撃せしめたのは、あの1909年のヴィーン大会の時ではなかったか^⑩。そしてそのばあい、ヴェーバー兄弟の攻撃は、学会長老たちによるドイツ官僚制への讚美に向けられていたのではなかったか。そのさいヴェーバー兄弟の問題関心は、官僚制化と人間類型という一点に凝集していたのではなかったか。しばらく大会議場に一瞥をくれよう。

大会第1論題「市町村の経済企業」をめぐって、対立はまずアルフレット・ヴェーバーとアドルフ・ヴァーグナーとのあいだに起こった。ヴァーグナーは、「社会政策」的観点から私企業と公企業の優劣を論じ、後者によって利潤が一部少数者の手に渡ることが防止され、国民的福祉の増大がもたらされるとして、その現代における経済の資本主義的發展を是認した。さらに加えて、彼は、アメリカとの比較におけるドイツ官僚制の「道徳的」優位を強調した^⑪。こういう掴みかたは、ヴァーグナーにおける社会政策のいわゆる「道義論」のあらわれにほかならないのであるが、ことに後者の発想をとらえて、ヴェーバー兄弟は、これは官僚制のなかに「感情的価値」をみるものにほかならず、ヴァーグナーの把握は官僚制にかんする「形而上学」であり、「ロマンティック」であると非難した^⑫。いうまでもなく、官僚制を評価する彼らの視点は「技術的見地」以外のものではありえなかったから、一方でこの「装置」の技術的優秀性を承認できると同時に、他方ではべつの見地をこれに対置することができたのである。べつの見地とは、人間の見地にほかならない。アルフレットはい

う^⑬ —

「今日のがが国民の生活を囚われない目でみてみますと、年金受領権への一般的傾向といえはよいようなものが認められるのであります。ドイツ人の〔人間の〕型が年金受領権者の型に変形していつているのです。ある漫画誌にじつにうまい表現がありました。『ドイツ人なら誠実でおまけに年金がもらえる』(Deutsch und treu und pensionsberechtigt /),これは、市民層のなかにだけあって、市民層だけの特徴をなしているものではありません。市民層のなかでは、これはもう当り前みたいになっておりますから、市民層はこれにたいして不感症といえます。この毒、毒と私はいいたいのですが、この毒はもっと下の層に、労働者層のなかに浸みこんでいるのです。」

こうしてアルフレットは、ドイツ人の動物的存在への転落、ドイツ社会の俗物化(Papachen-und Mamachen-Existenzen)の進行について語るのである。「新しい偉大な文化の可能性を秘めた唯一の偉大な未来に富む諸要素」が、こうした「俗物化」に「毒され墮落する——これこそ真に怖るべきことである^⑩。」

つぎにマックスの発言をきいてみよう。彼はまず、官僚制化の進行と官僚制の技術的優位について語る。ここではヴェーバー兄弟もまだヴァーグナーと並んではいるが、しかし両者のあいだの開きはおのずから明らかになる。すなわち^⑪——

「まちがいなく弟は、枢密顧問官ヴァーグナー氏同様、また私同様、官僚制的機械化がとどめようもなく進んでいくことを信じて疑いません。げんにこの人間機械ほど精確に動くものはこの世にありません。どんな機械装置もこれほど精確ではありません。そのうえになおこれほど安くつくものもありません。いやまだ安いものがある、自治がそれだ、名誉職で自治が行なわれるからだ、こんなふうにいるのがナンセンスなことは分かりきったことです。ひとの唯一最高の理想が、純粹に技術の面で非のうちどころのない行政であり、仕事の処理が厳正的確に行なわれることだとすれば、——そうです、こういう見地からならつぎのようにいえましょう。ほかの

ものはみな追っ払ってしまえ、官僚機構だけ備えつけろ、機械とおなじように主観を交えず、精確に、『非情に』(seelenlos) 仕事ができるのは官僚機構だけだから、と。官僚制の仕組みが技術の面ですぐれていることは動かしようもない事実であります。それはちょうど、作業機が、技術上、手仕事にまさっているのとおなじことです。」

技術のほんらいの主人公は人間である。人間の見地に立つとき、官僚制化はどういう相貌を呈して立ち現われるか。マックスはアルフレットよりもさらにいっそう鋭く「官僚」の内面をえぐり出す。彼はいう^⑩ ——

「一切のものを包みこむ官僚制化や国営化をわれわれは今日すでに眼前にしているのですが、その結果を想像してみてください。大工業の私経営のなかには、さらに、近代的な組織のあらゆる経済経営のなかには、『そろばん』(Rechenhaftigkeit)、つまり合理的な計算が現在すでにとことんまでゆきわたっております。この計算のために、一人びとりの労働者は機械のなかの小さな歯車になります。かれは、内面においてもこうした事態にますます調子を合わせ、じぶん自身をそうした歯車と感じて、つぎのとおりにじぶんに問いかけるだけの存在になってしまいます。俺はこのちっぽけな歯車からいくらかでも大きい歯車になれるだろうか。——

「そこで私どものとりくむ問題は、どうすればこの〔官僚制化の〕発展をいくらかでも変えることができるか、ではありません。それはできない相談です。この発展からなにが生まれるか、これが問題なのです。わが国の官僚組織の頂点には、高潔にして有能の人士が立っていること、これを認めるのに私どももけっしてやぶさかではありません。例外がないわけではありませんけれども、この人びとにも官僚組織の職階制のなかで出世するチャンスがあります。それは、たとえば大学が、例外のないわけではないが大学には人材を選抜するチャンスがあると、みずから要求するのとまったくおなじことです。しかし、いつか世界が教授でいっぱいになってほかには誰もいなくなると思うと、ぞっとするじゃありませんか。そんなことになろうものなら、私たちは荒野へ逃げ出すことでしょう。いや、世界中あ

の歯車でいっぱいになる、ですからちっぽけな地位にしがみつきますとしても大きい地位をめざしてあくせくする人間しかいなくなると思うと、ますますぞっとします。——これは〔エジプトの〕パピルスのなかにみえる状態ですが、今日の官僚層の精神のなかにも、ことにその後継者となるわが国の現代学生^{かたぎ}気質のなかにも、ますますはっきりと再発見できる状態です。官僚制化にたいするこの情熱、それがこの議場で開陳されるのを私もは拝聴したわけですが、なんともやりきれません。がんらいドイツ人は掃除の道楽者の視界内でけっこううまくやっていた国民ですけれども、〔この国の〕政治の舵はあたかもこの道楽者ひとりの手にゆだねられていけばよい、そういったようなことです。われわれドイツ人が『秩序』(Ordnung) というものを必要とする人間に、『秩序』しか必要としない人間に、『秩序』が一瞬でもぐらつくともう血眼になる人間に、『秩序』に適應するだけの生活から引き離されるともうお手あげだという人間に、そういう型の人間に、重々承知のうえ、なるべき運命にある、そういったようなことです。世界にはそんな秩序人 (Ordnungsmenschen) しかいない、われわれはとにかくそんな状態に行きつく発展の渦中にあるのです。ですから中心問題は、どうやってわれわれはこの発展をなおいっそう押し進めそのテンポを早めるか、ではなく、なにをわれわれはこの機構に對抗させることができるか、であります。わずかに残る人間性を魂のこの分割状態から、官僚制的生活理想のこの独裁から守るために、なにを對抗させることができるか、であります。この間に答をだすことは、もちろんきょうここでやることではありません。」

ヴェーバーによれば、「官僚制化」の人間における帰結は、すなわち人間の「官僚」類型としての一様化であり、人間個体における「自由」の否定にほかならない。「秩序人」の形成とは、いわゆる「管理社会」の日常への人間の埋没であるだろう。責任ある人間主体の自己決断は、そこにおいて影をひそめ、「機構」または「装置」の論理が横行して、人間を奴隷と化するであろう。技術的「合理化」、 「官僚制化」の進展に伴って、人間はますますみすぼらし

いものになっていくであろう。そのような恐怖にヴェーバーは包まれていたと、私は思う。1905年の社会政策学会マンハイム大会で、論題「カルテルと国との関係」をめぐる、ヴェーバーがシュモラーと渡りあったとき、ザール地区の法廷における光景を、彼が「ドイツ史上忘れえない光景」といったことを想起しよう^⑧ ——

「証人として喚問された鉱夫は質問しました。『お尋ねしますが、ここで本当のことをいっても私はクビになりますまいね。』その場に居あわせた者は、上級鉱山監督官ヒルガー氏にみな目を向けました。が、氏は口をつぐんだままだったのです！ 皆さん、この光景は、国がザールの国有炭鉱でいかなる性格の特質を労働者に植えつけているかを、またしても想像させるものであります。」

さて、以上からしてつぎのようにいうことができる。「新しい状況」によってヴェーバーにつきつけられた根底的な問題は、進みゆく技術的「合理化」、ここでは「官僚制化」のもとにおける人間の、精神的な意味における生存可能性の問題にほかならなかった、と。伝統的な意味でのいわゆる社会政策、いわゆる社会改良の局限された問題次元に彼は躊躇するものではなかった。「回状」を読むばあい、この点に十分な注意を払っておかねばならない。「職員問題」という社会政策の対象の新しさに注目した点にすでに彼の非凡はあらわれているけれども^⑨、ヴェーバー独特の個性は、むしろ、こうした社会政策上の問題にかわりつつ、「人間」の問題を根底的に提起できたところにあるのではないだろうか。社会政策、いや「社会の新形成^⑩」(gesellschaftliche Neubildung)における究極の基準は、いかなる人間類型がそれによって用意され助長されるか、というところに求められた。将来の社会政策の「原則上の問題」といわれるものも、この基準の問題にほかならない。ヴェーバーの視点は、究極的には、「官僚制化」の一途をたどる世界における人間の経済的利害そのものにおかれていたのではなく、まさしく人間奪回、人格回復という一点におかれていたといわねばならない。労働者の「仲間意識」と「階級的名誉感」をひとつの「文化価値」とみ、ブレンターノに対抗して、「理想主義的な労

働と理想主義的な信念」が宿る場所としての労働組合のなかに「固有な価値」をみたヴェーバーがそこにいる^④。近代プロレタリアートの運動をば、「まったく新しい価値」の樹立をめざす一個の「文化」運動とみ、覚えず口をすべらせて、その「すばらしさ」(das Grossartige)に触れたヴェーバーがそこにいる^⑤。

「フランクフルト集会」は開かれることなく、ヴェーバーの「討議会」は挫折した。モムゼンはいう。「マックス・ヴェーバーの期待は満たされなかった。自由主義的社会政策の進展のために一種の理論的な行動集団をつくりだそうとする彼の努力は、ことにルーヨ・ブレンターノの協力をどのようにやってみても得ることができなかつたため、挫折した。このことは、政治家ヴェーバーの運命の徴候をしめすものであった。彼は、社会政策的活動という狭い領域においても、彼の見解に共鳴して実際に活動してくれたであろうような同じ考えの人びとの結びつきを見いだすことができなかつたのである^⑥」と。しかしながら、挫折はむしろ、ヴェーバー自身の十分に予期しえていたことではなかつただろうか。ドイツの政治状況、ドイツの社会状態の把握において、さらに近代社会の「運命」の認識において、懸隔は、社会政策学会の主流とのあいだにおいてばかりでなく、「討議会」参加者とのあいだにおいてさえ、あまりにも大きかつたのではあるまいか。「討議会」の成功を夢みて酔うには、彼はあまりにも「醒めた」眼をもっていた。ドイツの現実政治のなかでは、「挫折」はむしろ最初から決定していることを彼が知らぬはずはない。そうとすれば、「成功」を夢みて徒らな努力を傾けるよりは、むしろドイツの政治や社会をも包みこむヨーロッパ近代世界全体の孕む問題そのものに学問を通して肉迫し、その問題性を剔抉するひとつの批判的自己認識の努力を傾ける沈潜のほうが、彼にはよほど生産的なことであり、政治にたいする学問のいっそう深刻な寄与であると思われたにちがいない。いや、こういっただけでは足りない。ヴェーバー自身の内面に思いをひそめるとき、そのような沈潜こそは、そのような沈潜だけが、あの問題性を自己一身において根底から克服しうる主体形成への不

可避の道筋であらざるをえなかったと、私には思われる。かくて、1913年というヴェーバーの「創作力の高み^④」の年に、彼の社会学の一切が、彼のなかからはきだされる。——

- ① Schäfers, op. cit., S.263 f.
- ② Geschäftsbericht auf dem Ersten Deutschen Soziologentage in Frankfurt a. M., in: *Verhandlungen*, a. a.O. S.56 f. Wiederabdr., in: Max Weber, *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.444 f.
- ③ 「ヴェーバーは、労働組合的思考のうえに礎かれた自由主義的社会改良主義の尖鋭な代弁者であった。この社会改良主義は、とくにルーヨ・ブレンターノの卓越した人格の主張するところであった」と (Mommsen, op. cit., S.129)。
- ④ 前に掲げた私の論文を参照のこと。
- ⑤ Debattenreden zu den Verhandlungen des Vereins für Sozialpolitik in Mannheim 1905, in: *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.403.
- ⑥ Debattenreden auf der Tagung des Vereins für Sozialpolitik in Wien 1909, in: *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.415.
- ⑦ Vgl. *ibid.*, S.403 f., 414 ff.
- ⑧ 1905年の社会政策学会マンハイム大会に提出されたブレンターノ構想、すなわち「強制的労働組合」と労使間の「強制的協議機関」の構想のことを、私は考えている。
- ⑨ Mommsen, op. cit., S.136.
- ⑩ 「われわれは、……国がげんざい国有鉱山を拡張していること、多分シンジケートのなかにはいりこんでいること、あるいは、大工業の諸団体との利害共同関係を通じ、総じてなんらかの種類なんらかの影響を、その社会的・経済的諸関係に及ぼしていること、これらのことにはすこしも気をそそられるものではありません。国の官吏の社会政策上の見解は、そんなことで身につくようなものではけっしてないでしょう」 (Max Weber, *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.404)。
- ⑪ 1909年10月ないし11月における、クナップ、フィリポヴィッチ、フックスのシュモラー宛て書簡を参照のこと。Vgl., Boese, op. cit., S.135 ff.
- ⑫ Vgl., *Verhandlungen der Generalversammlung in Wien vom 27.—29. September 1909*, *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, Leipzig 1910, S.253—262.
- ⑬ Vgl., *ibid.*, S.239 f.
- ⑭ *Ibid.*, S.244.
- ⑮ *Ibid.*, S.245.
- ⑯ *Ibid.*, S.282 f. Wiederabdr., in: Max Weber, *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozi-*

alpol., S.413.

⑰ Ibid., S.283 f. *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.413 f.

⑱ *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.403 f.

⑲ 「その当時〔1914年以前〕の支配的な見解によれば、社会政策は労働者だけにかかわる問題であって、職員をふくむ市民諸集団にかかわる問題ではなかった」

(*Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Sozialpolitik 1867 bis 1914*, hrsg. von Karl Erich Born u. a., *Einführungsband*, Wiesbaden 1966, S. 12)。

⑳ Marianne Weber, op. cit., 1. Aufl. S.420, 2. Aufl. S.458. 大久保訳, II, 317ページ。なおシェーファースによるつぎの叙述は、ヴェーバーにおける「社会の新形成」の含意にかけてのみ読まれるべきものと思う。すなわち、「回状」にいわゆる「社会政策」(Sozialpolitik)ということ、すなわち、「経済政策、社会全体政策(Gesellschaftspolitik)の部分」という今日的な意味に理解してはならない。今日におけるこれらの政策は、現制度の枠内で、また限界づけの可能な領域内で、社会状態の変化改良に努めるものだけでも。そうではない。マックス・ヴェーバーが回状をものした当時、社会政策は、『社会問題』全体の普遍的な理解にかかわっていたのであり、社会民主党であろうが自由主義左派の陣営であろうが、経済制度・社会制度全体のひとつの根本的な変更を目論むものだったのである」(Schäfers, op. cit., S. 261 f.)

㉑ Vgl., *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.399.

㉒ 1910年フランクフルトで行なわれたドイツ社会学会第1回大会の論題「技術と文化」にかんするゾンバルトの報告にたいして、ヴェーバーは討論に立ったが、そこでの彼の興味ぶかい発言を参照のこと。いわく——

「芸術上の発展にとって近代プロレタリアートの階級としての進化は、いったいなにを意味しておりましたか。すなわち、われわれこそ文化的共同世界(Kultur-gemeinschaft)であるとみずから名乗り出る、この運動のすばらしさはまさしくそこにあったのですが、そのように名乗り出る近代プロレタリアートの企図というのが、芸術上の発展にとって意味するものはいったいなんでしょうか。

(議長、ヴェーバーをさえぎり、注意をうながす)

いま「すばらしい」と申しましたのは一個の価値判断であったことをはっきり認めて、これを撤回いたします。いいたいのはこういうことです。近代プロレタリアートの運動においてわれわれの関心をそそるものは、この運動が熱狂的な期待に満たされて、あらゆる分野におけるまったく新しい価値を、自分自身のなかからとりだし、これを市民的世界に対抗させたことであります」(*Verhandlungen*, a. a. O. S.97 f. *Ges. Aufs. z. Soz. u. Sozialpol.*, S.452)。

ただしこのような発言からして、社会主義革命にたいするヴェーバーの肯定的評価

を、ただちに予想してはならない。内田芳明氏の野心作『ヴェーバー社会科学の基礎研究』（岩波書店、1968年）は、この点にかんして、ヴェーバーを過度に読みこむ誤りをおかした（とくに、395—399ページ、参照）。上の著書にたいする私の書評（『経済学史学会年報』第7号、1969年、25—29ページ）を参照されたい。ドイツの現実政治にたいしてはもとより、社会主義のエートスにたいしても、一定の距離を保ってけっして同調することがない、そのような認識者の立場に終始せざるをえないところに政治家ヴェーバーの世界がある。これはヴェーバーにおける主体把握の基本性格に照応したことなのである。

⑳ Mommsen, op. cit., S.137.

㉑ Eduard Baumgarten, „Einleitung“ zu Max Weber, in: *Max Weber, Soziologie, Weltgeschichtliche Analysen, Politik*, hrsg. von Johannes Winckelmann, Stuttgart 1956, S.xxi.

(1970年1月11日、脱稿)

補 遺

この論文を脱稿しておよそ半年後に、私は、ディーター・リンデンラウプの大著『社会政策学会における諸方向闘争』（Dieter Lindenlaub, *Richtungskämpfe im Verein für Sozialpolitik. Wissenschaft und Politik im Kaiserreich, vornehmlich vom Beginn des „Neuen Kurses“ bis zum Abbruch des Ersten Weltkrieges (1890—1914)*. 2 Tle. Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft 52 und 53. Wiesbaden 1967）を読む機会をえた。これは、1890年以降1914年にいたる時期の帝政ドイツの国内政治＝社会政策にたいする大学教授諸グループの対応の諸相をえがき出そうとする思想史研究である。彼らのほとんどは社会政策学会の会員であったため、本書はまた、社会政策学会にかんするひとつの斬新な歴史叙述となっている。この歴大な研究対象を整序する方法的装置が、「社会政策学会における諸方向闘争」なのである。こういえば、わが国でも通説になってい

る社会政策学会内部の諸派——右派、左派、中間派——のことがただちに想起されよう。リンデンラウプの装置も、これをさらに整理したうえでひとつの分類基準に採用しながら、さらにもうひとつの基準として、「世代」の問題をこれに重ね合わせている。（この後者の考えかたを、彼は、マイネッケの『ドイツ学者政治の三世代』〔Friedrich Meinecke, *Drei Generationen deutscher Gelehrtenpolitik*, in : *Historische Zeitschrift*, Bd.125, 1922〕からとりいれている。この論文でもそうであるが、以前にもヴェーバー研究のなかで私はこの考えかたを使っている。）ところで、リンデンラウプが本書で主たる考察の対象とした社会政策学会の諸世代は、二つである。第一の世代は、19世紀の3、40年代に生まれ、帝国建設を体験し社会政策学会の設立に協力した世代（シュモラー、ヴァーグナー、ブレンターノ、ビュッヒャー、シェフレ、コーン、クナップ、コンラート等々）であり、第二の世代は、およそ60年代に生まれ、帝国建設を体験せず、逆に帝国内の社会的分裂を強く体験した世代（ヴェーバー兄弟、ゾンバルト、ナウマン、シュルツェ＝ゲヴェルニッツ、テニエス、ヴィルブラント、ゴルトシャイト等々）なのである。（彼はいわゆる「似而非価値自由論者」を第三の世代として設定することも可能であるとしているが、それは本書の考察の範囲外にある。）第一の世代は、さらに、「国家救助」に重点をおく「保守的」社会政策家（ヴァーグナーを最右翼とし、シュモラーによって代表される多数派）と、「自助」に重点をおく「自由主義的」社会政策家（ブレンターノに代表される少数派）との二派に色分けされており、この両派のあいだの（第一の世代の内部における）「方向闘争」の諸相の描写が、本書の第一部をなしている。第二の世代に属する多彩な人物はすべて「左派」に一括され、社会政策学会を内部から揺がすに足るいわば鬼子として現われる。それゆえこの新世代と旧世代との「方向闘争」は同時に「世代間闘争」となるのであり、その闘争の諸相の描写が本書の第二部の内容をなすのである。このばあい旧世代を代表するのは「保守的」社会政策家であるが、著者はこのほかに、世代を超えてともに「左派」として一括されるグループ内部の闘争、すなわち旧世代の「自由主義的」社会政策家と新世代との「世代間闘

争」をも「方向闘争」の一つに数える配慮を示している。どの「闘争」にも通ずる闘争の二大対象は、労働者の団結権問題とライヒおよび諸邦の憲法（選挙権）問題とである。リンデンラウプの叙述は、整理のゆきとどかぬきらいはあるが、精緻をきわめ、未刊の文書を駆使して、なによりも資料的価値が大きい。またことに、考察対象としての諸家における政治（社会改良）にたいする学問（方法論）の關係の究明が、考察をみちびく固有の一観点をなしており、ために本書は、「ドイツ学者政治」にかんする精密研究という意義をも担うものとなっている。——私はこの論文のはじめに、マックス・ヴェーバーの社会政策「回状」にかんする記事は、社会政策学会の記録文書のなかに見いだすことができない、と書いた。しかしリンデンラウプは、本書の三箇所で、「左派」による「社会政策的デモンストレーション」に言及していた（上述の第三の「方向闘争」のカテゴリーにはいるべきもの）。そこで以下においては、リンデンラウプによって明らかにされた諸事実を報告するとともに、さらに、リンデンラウプの問題把握の方法にたいする所見を記して私の方法とのちがいを確定し、私の論文の特質を際立たせておきたいと思うのである。

私はこの論文で、ライプチヒ集会にいたるまでの経過をきわめて簡略に扱かうことを余儀なくされた（Ⅲ節）。すなわち、社会政策学会「左派」グループによる「社会政策的デモンストレーション」の計画がどういう経緯によって生まれ、ライプチヒの準備集会がもたれるにいたったかという問題である。この間の事情は、関係者のあいだにやりとりされた書簡によってうかがい知る以外に方法はないのであって、この論文を執筆するにあたって私の参照した諸文献の著者、ことにモムゼンとシーハンも、もっぱらブレンターノ文書を利用しているのである。私自身いまだこれらの文書に接する機会をえていないので、依然として確定的な発言は不可能であるけれども、リンデンラウプは、モムゼンより借り受けたヴェーバーのフォーゲルシュタイン宛書簡（1912年6月28日）およびブレンターノ文書のなかのヴェーバーのブレンターノ宛書簡（同年7月1日および3日）によって、モムゼンの記述（Mommsen, a.a.O.S. 133 f.）を若干詳しくしているのので、これによってこの論文に多少の補いをつ

けることができる。まず、「デモンストレーション」は最初、社会政策学会創立40周年記念事業として、それゆえ「社会政策学会の名において」計画されたこと、ところがその後ブレンターノが「左派」のみによる「ラディカル」な独自の「普及宣伝」活動とそのため新しい「協会」設立を主張したため、この最初の計画が変更を余儀なくされるにいたったことが明らかになった (Lindenlaub, a.a.O. Anm. 38 auf S. 419, S. 423)。さらにリンデンラウプによれば、ヴェーバーの考えは、「社会政策における進歩」のスローガンのもとに「社会政策学会のあらゆる方向を結集する」ことにあったのであって、学会の名を借りてする「左派」のみによる「ラディカルなデモンストレーション」は、大学教授学会員の9/10を「右派」に走らしめて学会の分裂を招くことを、彼は危惧したという。このばあい、学会の分裂をでなくその統一を示すことに重きをおいたヴェーバーの関心事は、対外的影響力、ことにヴォルフ、ポール、ベルンハルト等のいわゆる「似而非価値自由論者」にたいする影響力の低下にあったという (A.a.O. S. 419)。それゆえ、リンデンラウプの解釈をさらに押し進めれば、ヴェーバーが1912年9月16日に、ブレンターノにたいし「社会政策的風土」の刷新を訴えて、「左派」のみによるライプチヒ集会をもち、さらにフランクフルト集会参加予定者として「左派」の学者のみを考えていたことは、ヴェーバーにしてみれば、「左派」ばかりか学会そのものの長老でもあり、学会の新旧二世代間のパイプ役でもあったブレンターノ (A.a.O. S. 423) に敬意を表し、その主張に一步譲ったことを意味するのかもしれない。そしてさらに、にもかかわらずブレンターノが「討議会」から身を退いたことにたいしてヴェーバーが激昂したことの背後には、ひとつにはこうした私的感情の伏在があったといえるかもしれない。

それはともかく、リンデンラウプが報告した右のような新しい事実を考慮するとき、私のこの論文では、その表現が、「左派」の「デモンストレーション」や「討議会」にたいするヴェーバーの主導性あるいは積極性・能動性を誇張したい回しになっていることは否めない。リンデンラウプは、モムゼンの解釈の線上に、ヴェーバーが計画全体の成功に懐疑的であったことを理由にし

て、彼のこのばあいの行動の消極性・受動性を示唆している (Vgl. Mommsen, a.a.O.S.134 : Lindenlaub, a.a.O.Anm.38 auf S.419)。しかしいま私は、以前の表現を撤回したり修正したりする必要はないと考えている。

「計画」にたいする、そして「回状」にたいする、考察の観点が、リンデンラウプと私とでは所詮は別物だからである。すなわち、リンデンラウプにとっては社会政策学会の動向が問題であり、私にとってはヴェーバーその人の内面が問題である。リンデンラウプの意図は、逆にいえば、またすこしく一面的に誇張していえば、社会政策学会がさまざまなかたちの「方向闘争」を内に孕みながらも、そして数度の分裂の危機に直面しながらも、なおも統一的な団体として存続しつづけたことの秘密の解明にある。それゆえ「計画」と「回状」の問題は、全体として、社会政策学会の分裂か旧態維持かという点にかけて叙述される。ヴェーバーの「戦術上の配慮」というのも、1905年のマンハイム大会におけるシュモラーのナウマン非難の戦術的配慮（「右派」の脱会防止策）と同断のこととされる (Lindenlaub, a.a.O.S.412f., 416—418)。(むろんこうした観点からする研究にも、それなりの意義は十分に認められる。しかしそれであるなら、リンデンラウプは、例えばつぎの問題にかんして納得のゆく説明をすべきであったろう。すなわち、1905年の大会の経過にかんして、シュモラーが同年10月18日の『テークリッヘ・ルントシャウ』誌上にナウマンへの公開状を公表したことに抗議して、ヴェーバーがシュモラーにたいする公開状を『フランクフルター・ツァイトゥング』紙に発表しようとしたとき、その行為はシュモラーの学会議長辞任を招いて学会の分裂にゆきつく恐れがあるとしてヴェーバーをいさめ、発表を取り止めさせたのはブレンターノその人であったが、1912年のこのときには——リンデンラウプの解釈にしたがえば——ヴェーバーとブレンターノの立場が、1905年のときとくらべて、まさに逆転したことになるが、ブレンターノのこの態度の変化は、いったいどう説明すればよいのか。) 他方私は、この論文でなによりも、ヴェーバーが「計画」にたいして、また「討議会」にたいしていただいたところの、その内面におけるポジティブな意味を追求しようとしたのであった。リンデンラウプの視角からは、そう

した問題は脱落せざるをえない。ヴェーバーの主体に迫ることはついに不可能となろう。

リンデンラウプの確定ないし認識と私のそれとが重なりあう部分は、少なからず存在する。たとえば、ヴェーバーが「討議会」の発展的解消を企図して、これを社会政策学会と並び立つ新しい「普及宣伝のための協会」に仕立てることを望まなかった外面的理由 (A.a.O.S.419; VI節), 社会政策学会はすでに「自由な討議」の場ではなく、その討論はシュモラー色に染め上げられた「倫理的=政治的な偏り」をみせるものであったこと (A.a.O.S.416; V節), 社会学会の設立が、社会政策学会内部の「世代間闘争」(価値判断論争)のひとつの産物(いまひとつの産物は「似而非価値自由論者」の出現)と考えられること (A.a.O.S.440; V節) 等々。しかしリンデンラウプは、「普及宣伝のための協会」設立に難色を示すヴェーバーの、あるいは、「自由な討議」の場としての「討議会」の性格保持をすくなくとも当面は希望するヴェーバーの、その内面の理由を明らかにしないで、社会政策学会の分裂回避という外的事情の指摘で満足する。これでは、ここで問題のヴェーバーの行動の全体にはネガティブな意味しか与えることができない。さらにリンデンラウプは、ヴェーバーが新世代のための場としての社会学会を設立しながらも、なおかつ社会政策学会に留まりつづけるその内面に探りを入れようとせず、あるいは、「討議会」での討論にかけたヴェーバーの期待、その独自のポジティブな意味を「理解」しようとしなない。この点にかんし、彼のいうところはこうである。「若い世代は社会政策学会で政治をやろうとした」その一方で、「価値自由な学問的討論を可能ならしめるため、社会学会を設立した」、と (A.a.O.S.440)。そして、それはヴェーバーにおける政治と学問の意識的分離のあらわれとされるのであるが、にもかかわらずヴェーバーの学問(資本主義論, 官僚制論)のなかには、彼の理想、彼の政治的価値意識が浸透していることを論証しようとする (A.a.O.S.292—303)。そうではない。ヴェーバー自身に即してみるならば、社会政策学会(さらに「討議会」)も社会学会も、ともに「価値自由な学問的討論」の場でなければならない。ただ前者と後者とでは、討論の対象に

明らかなちがいがあるのであって、そのために前者における討論を指して、ヴェーバーはとくに「価値討議」というのである。私が強調しておいたとおり、それは政治にたいする学問の独特の寄与の方法であった。このかぎりにおいてのみ、「若い世代」の一人としてのヴェーバーは、「社会政策学会で政治をやろうとした」といえなくはない。ともかくそれは、ヴェーバー独自の意味における学問の名による政治批判であったと、私は考える（V節）。その著書全体をあげて、1890年ないし1914年にわたる期間のドイツ大学教授における学問論と政治的立場の相互関係の究明をひとつの狙いとしたリンデンラウプは、それゆえ、問題の要に位置するヴェーバーの把握において、決定的に誤まったといわねばならない。学問と政治の意識的分離にもかかわらず、ヴェーバーにおいてもまた学問の政治化が行なわれているとして批判したつもりになること（A. a. O. S. 295 ff., 303, 434 f.）が問題なのではなく、「分離」そのもののなかに、実践的評価と学問的認識の自覚的区別そのもののなかに、ヴェーバーの政治意識のヴェーバー独自のあらわれを解読できねばならないのである。——結局のところ、ヴェーバーにおける「価値討議」の問題視角からみた「価値自由」の意味をば、「回状」にかかわる具体的な状況と事象に即して解明しようとしたところに、この論文が私にとって有するひとつの意義がある。いまひとつの意義は、やはりおなじく具体的な状況と事象とに即しつつ、ヴェーバーの社会学的認識の実際上の作用を理解し、さらにヴェーバーにとって有する社会学研究の意味を掴まえようと努めたところにある（VI節）。私にとって研究に値いするこのような諸問題——ヴェーバーを内面化して捉えようとするときに現われる諸問題——は、また「世代間闘争」としての「方向闘争」の研究に意味を賦与するものと思われるのであるが、しかしことがらの外面の叙述で足れりとするリンデンラウプにとって、それはもはや彼の関心を惹く問題ではなかった。

（1970年8月28日）